

配布先	奨学生
配布時期	3月下旬~



2026学年度  
**奨学生ハンドブック**

オリエンテーションに必ず持参してください。

地区番号	クラブ
奨学生番号	奨学生氏名

**Rotary**  
Districts of Japan



公益財団法人  
**ロータリー米山記念奨学会**  
ロータリー日本国内全地区合同プロジェクト



# 奨学生ハンドブック2026

## 目次

確約書	P.1-2
奨学生の提出書類・登録手続き	P.3-17
Ⅰ.ロータリーの歴史と目的	P.20
Ⅱ.ロータリー米山記念奨学会の誕生	P.21
Ⅲ.ロータリー米山記念奨学事業	P.22
ロータリー米山記念奨学事業とは、世話クラブ・カウンセラー制度	
奨学生に求められること、学友会活動	
Ⅳ.奨学生の心得	P.23-27
新規奨学生オリエンテーション、知っておくこと	
奨学生が守ること、奨学生に関する規程、奨学期間終了	
Ⅴ.ロータリー米山記念奨学会学友会	P.28-29
Ⅵ.奨学生Q&A	P.31-37
例会での卓話について	P.38
あなただったらどうしますか?	P.39
奨学生のためのハラスメント相談窓口のご案内	P.40-41
巣立った後もロータリー会員と交流をしましょう	P.42



### 表紙のシンボルマーク

重なり合うハートは「ロータリー会員」と「奨学生」を表しています。外国人留学生の支援・交流を通じ、国を超えた絆や信頼関係を築き、やがて、一人ひとりの胸に世界平和を願う"心"を育てるといふ、事業創設の願いが込められています。手は、そうした"心"を生み出すと同時に、当事業がロータリー会員の手で支えられていることを示しています。

奨学生番号:

奨学生氏名:

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学金給付期間	
奨学金種類・金額	

## 確 約 書

私は、ロータリー米山記念奨学生(以下「奨学生」)に選ばれたことを誇りに思い、ロータリー及び公益財団法人ロータリー米山記念奨学会(以下「奨学会」)の理想とする国際理解と親善と平和の理念のもとに、奨学生としての義務と責任を誠実に果たすことを約束します。ついては、以下のことを理解し、予め承諾します。

- 奨学生の義務である次のことを行います。これらの義務を怠ったときは、正当な事由がない限り、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。
  - 世話クラブの例会に月1回以上出席し、会員との交流に努める。
  - 奨学会、ロータリー地区、世話クラブ又はカウンセラーから連絡を受けたときは、速やかに応答する。
  - 毎年9月及び翌年2月に「米山奨学生レポート」を提出する。
  - 卓話(スピーチ)を依頼されたときは誠実に行う。
  - ロータリー地区及び世話クラブの行事に参加する。
- 奨学生について奨学会が定めた以下の規則を守ります。規則に違反したときは、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。なお、これらの規則の内容は予めオリエンテーションで説明を受けたので、理解しています。
  - 「出国に関する規程」(出国が認められる期間を年間通算60日とし、やむを得ない理由があるときは、「年間通算60日を超える離日申請」を奨学会に提出した場合に限り年間通算90日まで認めるとするもの)
  - 「休学・復学に関する規程」(休学は、兵役等の特別の理由がある場合を除き、185日まで認めるもの)
  - 「留学に関する規程」(留学は、通算185日まで認めるもの)
- 奨学生として、以下の場合には奨学金の支給が終了することを了解します。
  - 在籍校又は奨学生採用時の在籍課程を変更したとき
  - 停学若しくは退学の処分を受け、又は除籍されたとき
  - 学業成績不良により留年したとき
  - 他の機関からの奨学金又はこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき(二重受給期間中の奨学金は奨学会へ返済する)
  - 奨学生としてふさわしくない行為があったとき
  - 就職が決定し、正式に就労を開始するとき
  - 在留資格を「留学」(地区奨励奨学生については「研修」及び「文化活動」を含む。)以外に変更したとき、または在留資格を取り消されたとき。ただし、就職を目的に在留資格を変更し、かつ奨学期間中に給与が発生しないときは、これに限らない。「難民」もしくは「避難民」の認定を受けた者は、認定が取り消され在留資格を失ったとき。
  - 奨学期間内に、当該課程を修了したとき又は学位を取得したとき
- 奨学期間終了後もロータリーとの絆を大切に、世話クラブやカウンセラーとの交流を継続します。また、連絡先の変更があったときは、専用サイトから報告します。

20 年 月 日

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中

奨学生署名(日本語でご記入ください)

奨学生番号:

奨学生氏名:

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学金給付期間	
奨学金種類・金額	

## 確 約 書

P L E D G E

As a Rotary Yoneyama Memorial Scholar (Scholar), I honor international understanding, friendship, and peace, which are the core values of the Rotary and the Yoneyama Memorial Foundation (Foundation), while sincerely observing the obligations and responsibilities of the Scholars. I pledge to understand and observe the points listed below.

- 1 I perform the following obligations as a Scholar. If I fail to do so without a valid reason, I agree that my scholarship will be withdrawn.
  - (1) Attend my *sewa* club's regular meetings at least once a month to interact with the club members.
  - (2) Respond to the Foundation, the Rotary district, my *sewa* club or my counselor promptly when contacted by them.
  - (3) Submit my Yoneyama Scholar's Activity Report in September and the following February every year.
  - (4) Give a scheduled speech (*takuwa*) in a sincere manner at a regular club meeting when requested to do so.
  - (5) Attend the Rotary district and the *sewa* club events.
- 2 I follow the following rules as a Scholar, which was established by the Foundation. I also agree that my scholarship will be withdrawn if one or more of the following conditions apply. I fully understand these rules which were explained during the orientation.
  - (1) Violate the Foundation's rules on leaving Japan. (The number of days allowed to leave Japan is up to 60 days per year. If there is a compelling reason, you must submit a request to the Foundation so that you will be allowed to leave Japan for up to 90 days per year.)
  - (2) Violate the Foundation's rules on leave of absence. (Leave of absence from school is allowed up to 185 days, except for military service or other special reasons.)
  - (3) Violate the Foundation's rules on overseas study. (Up to 185 days may be approved.)
- 3 I agree that my scholarship will terminate if one or more of the following conditions apply:
  - (1) Change the school, course, or department that I am enrolled in.
  - (2) Get suspended or expelled from school.
  - (3) Fail to advance to the next academic year due to poor academic performance.
  - (4) Receive a scholarship or similar academic grant from another organization. (The Yoneyama stipend must be returned for the period of double scholarships.)
  - (5) Behave inappropriately as a Scholar.
  - (6) Find employment and start working.
  - (7) Change the resident status to the one other than "Student" (including the "Trainee" or "Cultural Activities" visa for the District Support Scholars), or the resident status has been revoked. However, this is not limited to cases where the Scholar changes the resident status for the purpose of employment and is not paid during the scholarship period. The scholarship will also terminate when the "Refugee" or "Evacuee" visa has been revoked and the Scholar loses the resident status.
  - (8) I complete the course or obtain the degree during my tenure.
- 4 I will keep a close bond with the Rotary and maintain a lasting relationship with my *sewa* club and my counselor after the scholarship is completed. I will post any changes in my contact information on the Foundation's dedicated website.

20 年 月 日

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中

奨学生署名(日本語でご記入ください)

# 奨学生の提出書類・登録手続き

指定用紙は、当ハンドブックやホームページに掲載しています。Web 登録は、HP からログインして行ってください。詳細は次ページ以降に記載しています。

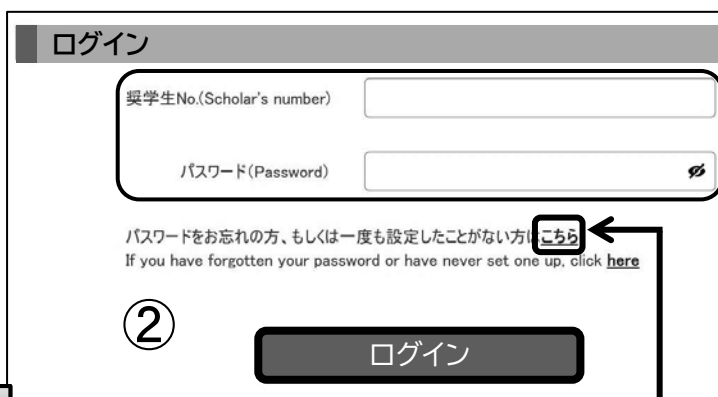
こんな時に 出します		提出書類/ 登録	提出方法・流れ
1	オリエンテーション にて	確約書	①オリエンテーションにて署名し、正式な奨学生となる ②地区担当者が回収し、奨学会へ送付
2	3月末または 奨学期間終了月	例会出席・ 奨学金 受領確認書	①毎月、奨学生が署名をし、クラブで保管 ②原本はクラブで保管し、3月末または奨学期間終了月末まで に、HP から PDF をアップロード
3	引っ越し・ 指導教員変更など	個人情報 更新	Web 上で「個人情報更新」を行う *変更があった場合は、必ずクラブと地区に連絡する。
4	9月・2月 (年2回)	奨学生 レポート	①奨学生は、「奨学生レポート」を Web 上で登録する ②登録後、「カウンセラー所見」の用紙が奨学生へメール配信される ③受信した用紙を転送または印刷し、カウンセラーに記入を依頼 *10、3月分の奨学金は、それぞれ前月の9月、2月のレポート をクラブで確認後に支給される。
5	ビザ更新などの ために	奨学金 受給証明書 申請	Web 上で「受給証明書申請」の登録を行う
6	日本を離れるとき	出国届	①事前に、クラブへ出国予定であることを伝える ②出国前に、Web 上で「出国届申請」の登録を行う ・ 出国は、年間通算して 60 日まで認められる ・ 事情により指導教員が許可した場合は 90 日まで可 ・ 60 日を超える場合は、別途定める届出に指導教員が署名必要
7	出国して例会を 欠席するとき	出国中の 近況報告	出国中に例会を欠席した場合は、その月の月末までに Web 上で 「出国中の近況報告」を提出する *以下の場合は提出不要ですが、その理由の入力が必要 ・ 奨学生レポート提出月 (9月・2月) ・ 海外からオンラインで例会に出席した場合 ・ 「近況報告」提出月に例会へ出席した場合
8	学校を休学 (復学)するとき	休学/ 復学届	①所定用紙に記入後、クラブ会長、カウンセラーが署名 ②クラブは、奨学会とガバナー事務所 (地区事務所) へ用紙をメ ール添付で送り、原本は奨学会へ送付 ・ 休学は 185 日を限度として認める ・ 兵役等の特別な理由がある場合、185 日を超える休学も認められる
9	奨学金を辞退する時 又は奨学生の資格を 失った場合	辞退届	所定用紙に記入後、クラブ会長、カウンセラーが署名のうえ、 クラブから奨学会およびガバナー事務所 (地区事務所) へメール 添付で送り、原本は奨学会へ送付
10	博士の学位を 取得した時	「学位記 (写)」 または「学位取 得証明書」と 「博士号取得報 告書」	①クラブを通して「学位記 (写)」または「学位取得証明書」と、 HP 掲載の「博士号取得報告書」を奨学会へメールまたは FAX 等 で提出 ②博士号取得年月が奨学会のデータに記録され、世話クラブを通 じて記念品が贈られる *期間終了後も申請可能であるが、奨学会からは国内発送のみ。奨 学期間内に博士号を取得した場合は、取得月をもって奨学期間が 終了する。

# 奨学生・学友専用サイトへのログイン方法

**重要** 奨学生・学友専用サイトは、奨学期間終了後、学友となっても、連絡先などの個人情報を更新するために使用します。奨学生番号やパスワードを忘れないようにしましょう。

## ログイン手順

- ① 奨学会の公式ホームページ (<https://www.rotary-yoneyama.or.jp/>) のバナー「奨学生・学友の窓口」をクリック、または以下 QR コードから「ログイン」画面にすすむ
- ② 「ログイン」画面で「奨学生番号」と「パスワード」を入力して「ログイン」



※ 初めてログインするとき、パスワードを忘れたときは「こちら」をクリック … (1)

## 専用サイトでできること

- ☑ 個人情報更新(住所、連絡先や指導教員の変更など)
- ☑ 奨学生レポートの入力
- ☑ 出国届申請、出国中の近況報告の提出
- ☑ 奨学金「受給証明書」の申請
- ☑ 学友会代表連絡先の確認

## 初めてログインするとき・パスワードを忘れたときのログイン方法

- (1) 「ログイン」画面で「こちら」をクリック
- (2) 「パスワードリセット」画面の必要事項を入力して「送信」
- (3) 入力したメールアドレス宛に「仮パスワード」が記載されたメールが届く
- (4) 再度、「ログイン」画面から、「奨学生番号」と「仮パスワード」を入力して「ログイン」
- (5) 「パスワード設定」画面で、新しいパスワードを入力して「登録」

**パスワードリセット …(2)**

生年月日(Date of Birth)  /  /

メールアドレス(Email)

奨学生No.(Scholar's number)

Sandbox: パスワード設定メール …(3)

**[仮パスワード] A0NfTArX**

上記仮パスワードを入力してログインし、パスワードを設定してください。

下のリンクをクリックすると、ログイン画面が開きます。

「Please click the link below.  
<https://rotary-yoneyama.secure.force.com/SIWLOGIN>

**ログイン …(4)**

奨学生No.(Scholar's number)

パスワード>Password)

奨学生No.(Scholar's number): RY041455  
 パスワード>Password): A0NfTArX

**パスワード設定 …(5)**

新しいパスワード (New Password)

確認用パスワード (Confirm password)

提出期限: 3月末または奨学期間終了月末

例会出席・奨学金受領確認書

( 年 月 ~ 年 月分)

国際ロータリー第	地区	ロータリークラブ
奨学生No.	奨学生氏名	
クラブ担当者氏名	Tel - -	
奨学金受領額(固定月額):		
円		

◆ 奨学金は、例会出席確認後に1か月分ずつ支給してください。送金の場合も同じ取り扱いとしてください。

月	例会出席日	奨学金受領日 <small>送金の場合は、着金日</small>	支給方法 <small>☑を入れてください</small>	奨学生署名
4月分 <small>オリエンテーション出席を例会出席とみなす地区は、開催日を記入</small>	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
5月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
6月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
7月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
8月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
9月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
10月分 <small>「レポート未提出」: 奨学金停止</small>	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
11月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
12月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
1月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
2月分	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	
3月分 <small>「レポート未提出」: 奨学金停止</small>	月 日	月 日	<input type="checkbox"/> 現金支給 <input type="checkbox"/> 銀行送金	

留意点

◆ 記入漏れがないよう、以下に注意し、すべての項目を必ず記入してください。

- ・オリエンテーション出席を4月例会出席とみなす地区は、「例会出席日」に「開催日」を記入してください。  
※オリエンテーション以外の地区行事は、原則として例会出席とはみなされません。
- ・例会出席日と奨学金受領日（または着金日）が同日でも、必ず全項目を記入してください。
- ・例会欠席時：やむを得ない事情により例会を欠席した場合は、**翌週以降、振替出席後に**奨学金が支給されます。
- ・休学の場合：休学期間中は奨学金が停止となります。「奨学生署名」欄に「休学」と記入してください。
- ・出国の場合：出国により例会を欠席する場合は、**日本に再入国後、振替出席を行ってから**奨学金が支給されます。
- ・保管について：世話クラブは、当用紙の原本を支給証拠として3年間保管してください。  
送金した場合の振込明細書は奨学会へ提出は不要ですが、受領確認書原本と併せてクラブで保管してください。
- ・奨学期間が1年以上の場合でも、学年度毎に必ず提出してください。

◆ 奨学会の監査で必要となる書類です。クラブで領収書で保管している場合も、必ず当用紙にご記入の上、提出してください。

◆ 提出方法:

奨学会ホームページのこちらのバナーからアップロードしてください➡

**世話クラブの方へ**  
例会出席・奨学金受領確認書の提出はこちら

9月末、2月末期限の奨学生レポート未提出という連絡が奨学会から来た場合は、翌月の奨学金を停止してください。



# 奨学生用

個人情報となりますので取り扱いにご注意ください。

提出方法は、地区により異なります。地区委員会へ確認してください。

前年度からの継続奨学生ですでに提出している場合は原則提出不要ですが、変更がある場合は再提出してください。

## 奨学生自己紹介書

氏名	フリガナ																																					
	漢字(漢字名のない人はカタカナ)																																					
	ニックネーム																																					
国・地域	誕生日	年 月 日																																				
使用言語	特技																																					
自己紹介																																						
食事に 関する 制限	<p>該当するものにチェックをし、カッコ内に食材名を記入してください。</p> <p>・食物アレルギー: <input type="checkbox"/>あり( ) ・ <input type="checkbox"/>なし</p> <p>・宗教上食べられない物: <input type="checkbox"/>あり( ) ・ <input type="checkbox"/>なし</p> <p>・その他食べられない物: <input type="checkbox"/>あり( ) ・ <input type="checkbox"/>なし</p>																																					
自宅から 例会場 までの 交通手段	<p>自然災害、事故などに関わる以下危機管理上の項目にご回答ください。</p> <p>例会に出席する際の交通手段は、原則、公共交通機関の利用としますが、地理的な事情により必要な場合は、自動車、バイクなどの使用を認めます。ただし、事故などが起こった場合の賠償などは自己責任となります。※自動車やバイクで例会場に行く場合は任意保険に加入しましょう。</p>																																					
	<p>可能性のあるものをすべてチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/>徒歩 <input type="checkbox"/>電車 <input type="checkbox"/>バス</p> <p><input type="checkbox"/>自転車……▶ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>自賠責保険</td><td>➔</td><td><input type="checkbox"/>加入済</td><td><input type="checkbox"/>未加入</td></tr><tr><td>任意保険</td><td>➔</td><td><input type="checkbox"/>加入済</td><td><input type="checkbox"/>未加入</td></tr></table></p> <p><input type="checkbox"/>バイク……▶ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>自賠責保険</td><td>➔</td><td><input type="checkbox"/>加入済</td><td><input type="checkbox"/>未加入</td></tr><tr><td>任意保険</td><td>➔</td><td><input type="checkbox"/>加入済</td><td><input type="checkbox"/>未加入</td></tr></table></p> <p><input type="checkbox"/>自動車……▶ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>自賠責保険</td><td>➔</td><td><input type="checkbox"/>加入済</td><td><input type="checkbox"/>未加入</td></tr><tr><td>任意保険</td><td>➔</td><td><input type="checkbox"/>加入済</td><td><input type="checkbox"/>未加入</td></tr></table></p> <p><input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>電車・バスの使用路線:(例:山手線、都営バス)</p>	自賠責保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入	任意保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入	自賠責保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入	任意保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入	自賠責保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入	任意保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入	自宅から 例会場 までの 経路	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>出発駅(又はバス停)</td><td></td></tr> <tr><td>経路 1</td><td></td></tr> <tr><td>経路 2</td><td></td></tr> <tr><td>経路 3</td><td></td></tr> <tr><td>到着駅(又はバス停)</td><td></td></tr> <tr><td>所用時間</td><td></td></tr> </table>	出発駅(又はバス停)		経路 1		経路 2		経路 3		到着駅(又はバス停)		所用時間
自賠責保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入																																			
任意保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入																																			
自賠責保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入																																			
任意保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入																																			
自賠責保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入																																			
任意保険	➔	<input type="checkbox"/> 加入済	<input type="checkbox"/> 未加入																																			
出発駅(又はバス停)																																						
経路 1																																						
経路 2																																						
経路 3																																						
到着駅(又はバス停)																																						
所用時間																																						
緊急連絡先	(本人の携帯、メール、SNS など緊急に備えて複数)		(必要に応じて家族の連絡先など)																																			
特記事項	(健康状態、引っ越し予定、連絡先変更など)																																					





# 住所登録の変更をするには？

連絡先が変更になった場合は必ず以下の通り、変更登録をしてください。証明書類や大事な行事の案内などを発送したり、メールしたりすることがあります。また、世話クラブにもかならず変更を伝えてください。

## 申請方法

- ① 奨学生・学友専用サイトに「ログイン」(P.4 参照)
- ② 「機能選択」画面の「個人情報更新」をクリック
- ③ 「奨学生情報更新」で「住所を編集する」にチェック
- ④ 必要項目を入力し「登録」をクリック

## 機能選択

ご利用になりたい機能を選択ください。



個人情報更新  
住所変更などはこちら

②



奨学生レポート入力  
定期レポートの入力はこちら



出国届申請  
出国届を提出する際はこちら



受給証明書申請  
受給証明書の申請はこちら



学友会代表連絡先  
米山学友会の連絡先はこちら

## 奨学生情報更新

### 現住所情報

住所を編集する場合は、「住所を編集する」にチェックを入れて入力してください。

住所を編集する ③

現住所エリア \*

現住所国名 \*

郵便番号

日本の住所の場合は間にハイフンを入れてください。(例:000-0000)

都道府県

「現住所エリア」、「現住所国名」が「日本」の場合は入力必須です。

④

登録

キャンセル

※住所や連絡先の他、「研究テーマ」や「指導教員」の変更も行っています。また、奨学期間が終了したら、「職業分類」や引っ越しする場合は新しい連絡先を登録してください。

# 2026年9月・2027年2月奨学生レポート

**提出期限:** 9月分 2026年9月末(4月から入力可能)、2月分 2027年2月末(11月から入力可能)  
**テーマ:** 以下からテーマを一つ選び、その内容を日本語で記述。400字以上 800字以内。

## 9月末期限レポート

- 日本について知りたいことや、困っていることなど、カウンセラーに聞きたいこと /  ローターリーの交流を通して感じたこと /  学生生活で感じたこと /  これまでの奨学生の生活で得たものや、日本留学の成果などについて /  その他

## 2月末期限レポート

- 卓話について
- これまでの奨学生の生活で得たものや、日本留学の成果などについて
- その他

## 提出方法:

- ① 奨学生・学友専用サイトに「ログイン」(P.4参照)
- ② 「機能選択」画面の「奨学生レポート入力」をクリック
- ③ 「奨学生レポート」画面で必要項目を入力し、「保存」
- ④ レポート内容が反映された用紙がメール配信される。用紙を印刷、またはメールにてカウンセラーに渡し「カウンセラーの所見」の記入を依頼

### 機能選択

ご利用になりたい機能を選択ください。

- 個人情報更新  
住所変更などはこちら
- 奨学生レポート入力** ②  
定期レポートの入力はこちら
- 出国届申請  
出国届を提出する際はこちら

### 奨学生レポート

#### 9月レポート

当レポートは9月末日までに提出ください。  
 11月末日までは入力内容を確認可能です。  
 ※12月1日になりますと2月レポートに自動的に切り替わりますのでご注意ください。

以下のテーマから一つ選んでチェックをし、その内容を記述してください。  
 ※「その他」を選択した際はテーマを必ず記載ください。

- 日本について知りたいことや、困っていることなど、カウンセラーに聞きたいこと
- ローターリーの交流を通して感じたこと
- 学生生活で感じたこと
- これまでの奨学生の生活で得たものや、日本留学の成果などについて
- その他

③

400文字以上800文字以下で入力してください。

### 奨学生レポート

#### 2月レポート

当レポートは2月末日までに提出してください。  
 4月末日までは入力内容を確認可能です。  
 ※5月1日になりますと9月レポートに自動的に切り替わりますのでご注意ください。

卓話について

あなたは、世話クラブの例会、あるいは他クラブの例会で卓話をしましたか。  
 卓話をした方はチェックをし、卓話のタイトルを記載してください。

卓話タイトル

卓話をしていない方は理由を記載ください  
 卓話なし理由

以下のテーマから一つ選び、その内容を記述してください。  
 ※「その他」を選択した際はテーマを必ず記載ください。

- 卓話について
- これまでの奨学生の生活で得たものや、日本留学の成果などについて
- その他

③

400字以上800字以内で入力してください。

提出期限: 月末

提出の流れ(カウンセラー・クラブ ▶ ガバナー事務所(地区事務所) ▶ 奨学会)

- ① 奨学生レポートを読み、「カウンセラー所見」にご記入ください。
- ② 記入後、3月末までにガバナー事務所(地区事務所)へメールでお送りください。
- ③ 原本は、クラブで保管してください。

### 20年 月提出奨学生レポート

地区:	世話クラブ:	奨学生番号:
氏名:	国籍:	
学校名:	課程:	
レポートテーマ		
レポートテーマ(その他)		

奨学生レポートの内容が差し込まれます。

カウンセラーへ提出する用紙が  
メールで配信されます

### 20年 月提出カウンセラーの所見

※写真添付可 カウンセラー氏名:

- ◆10月提出:  
最近の奨学生の様子、気付いたこと、カウンセラーとして感じること等、できるだけ詳しくご記入ください。
- ◆3月提出  
奨学生の卓話を聞いての感想、奨学生との一番思い出深いエピソード、奨学生の成長を実感した瞬間などをできるだけ詳しくご記入ください。

④

## 注意事項

- ・書面での提出は受け付けておりません。
- ・休学中の奨学生は、提出不要です。
- ・用紙は、クラブへも自動配信されます。「保存」ボタンをクリックするたびに配信されますのでご注意ください。
- ・未提出の場合、世話クラブ宛に未提出の通知メールが送信され、翌月以降の奨学金が停止されます。
- ・奨学期間が半年以下で終了する場合(例:8月終了者)は、奨学期間最終月に提出してください。
- ・カウンセラーは、所見記入後、用紙をガバナー事務所(地区事務所)へ提出します。

# 奨学金受給証明書の申請方法

奨学生・学友専用サイトから、ロータリー米山記念奨学金の受給を証明する「奨学金受給証明書」を申請できます。申請受付後、登録いただいた住所へ郵送します。お手元に届くまでに数日かかりますので、余裕をもって申請してください。

※本証明書は郵送でのお届けのみとなり、メールでの送付には対応しておりません。

## 申請方法:

- ① 奨学生・学友専用サイトに「ログイン」(P.4 参照)
- ② 「機能選択」画面の「受給証明書申請」をクリック
- ③ 「受給証明書 申請内容入力」画面で発行する証明書の言語(日本語/英語)と枚数、申請理由、送付先を入力し「申請」

※送付先について

- ・郵便ポストに名前がない場合や表札を出していない場合は届かないことがあります。
- ・送付先は、世話クラブや学校を指定することもできます。

### 機能選択

ご利用になりたい機能を選択ください。


↓

### 受給証明書 申請内容入力 ③

#### 申請情報

日本文証明の枚数 ※不要な場合も『0』を入力してください	英文証明の枚数 ※不要な場合も『0』を入力してください
<input type="text"/>	<input type="text"/>
申請理由※必須 --なし--	
その他理由 ※申請理由にその他を選択した場合は入力必須	
<input type="text"/>	

#### 証明書送付先

国名※必須 --なし--	都道府県 --なし--
郵便番号 <input type="text"/>	市区町村・丁目・番地・号※必須 <input type="text"/>
	マンション・ビル名・部屋番号 <input type="text"/>

申請

キャンセル

# 出国の手続きについて

## STEP 1 出国前：出国届の提出

- ・ カウンセラーや世話クラブに出国予定を伝え、出発前までに、奨学生・学友専用サイトから「出国届」を申請してください。申請内容は、地区・世話クラブへ自動配信されます。
- ・ 出国日程は、例会や地区行事のある日は避けてください。やむを得ず出席できない場合は、事前にクラブや地区に事情を説明し了承を得てください。
- ・ 例会を欠席する場合は、日本帰国後の代替りの出席日を決めて、必ず出席したうえで、奨学金を受け取ってください。奨学金は、例会出席せずに受け取ることや、数か月分をまとめて受け取ることとはできません。※「近況報告」(次ページ参照)の提出を例会出席とみなすことはできません。
- ・ 学校を休学して出国する場合は、「休学届」を提出してください。「出国届」の提出は不要です。

出国届の提出をもって、以下を認めます。

- 年間(4月から翌年3月まで)通算 60 日までの出国
- 継続奨学生の場合で、3月から4月にまたぐ連続 60 日までの出国

### 申請方法:

- ① 奨学生・学友専用サイトに「ログイン」(P.4 参照)
- ② 「機能選択」画面の「出国届申請」をクリック
- ③ 「出国届 申請内容入力」画面の「出国届申請 新規登録」をクリック
- ④ 「出国届 新規登録」画面で、「期間」、「滞在国」、「目的」などを入力
- ⑤ 「申請」をクリック

機能選択

ご利用になりたい機能を選択ください。

個人情報更新  
住所変更はこちら

奨学生レポート入力  
定期レポートの入力はこちら

出国届申請  
出国届を提出する際はこちら ②

受給証明書申請  
受給証明書の申請はこちら

学友会代表連絡先  
※山学友会の連絡先はこちら

出国届 申請内容入力

出国届申請 新規登録 ③

出国について +

近況報告について +

出国の累計日数が 60 日を超える場合はこちら -

\* 出国の累計日数が 60 日を超える場合は、入力後以下のダウンロードリンクより離日申請を印刷し、指導教員に署名をもらって、奨学会にメールでお送りください。

年間通算 60 日を超える離日申請.pdf

出国届 新規登録

入力(申請日)後、出入国のスケジュール 30 日間は訂正入力が可能となっております。書きをしてください。

★3月から4月に出国する場合

期間FROM(4月~) ④

期間TO(翌年3月まで)

滞在先で連絡がつくメールアドレス

滞在国

滞在場所(住所・都市名など)※30文字以内

目的 ⑤

申請

キャンセル

出国届申請後、30 日間は申請内容の訂正が可能です。30 日を経過してから訂正する場合は、奨学会にご連絡ください。

継続奨学生が、3月から4月にかけて出国する場合は、年度ごとのカウントになるため、「3月 31 日まで」と、「4月 1 日から」に分けて入力してください。

### 年間通算 60 日を超える場合

「年間通算 60 日を超える離日申請」をダウンロードし、「指導教員許可欄」に、指導教員から署名をもらい、奨学会に提出することによって、年間通算 90 日までの出国が認められます。

- 必要事項を記入のうえ、PDF にして scholars@rotary-yoneyama.or.jp にお送りください。
- 提出がなく 60 日を超えた場合は、奨学金打ち切りとなります。



# 出国の手続きについて

## STEP 2 出国中：近況報告の提出

奨学生が出国により例会を欠席する場合は、「近況報告」の提出が必要です（提出しない場合は、事情を登録する必要があります）。提出された報告は地区委員長・ガバナー事務所・世話クラブへ自動配信されます。

また、「近況報告」の提出は、例会出席扱いにはなりませんので、帰国後に例会に出席してから奨学金が支給されます。

**注意事項** ▶ **提出期限は、当該月の月末までです。**複数月にまたがる出国の場合は、近況報告入力欄が複数表示されますが、その月が到来するまで入力できません。例：7月に8月の近況報告は入力できません。

**出国届 申請内容入力**

出国届申請 新規登録

出国について +

近況報告について +

累計日数が60日を超える場合はこちら +

今年度の出国累計日数 66日

申請日	2024/12/13	申請日	2024/10/12
出国期間	2025/02/01～2025/03/12	出国期間	2024/12/12～2025/01/06
報告書	未提出	報告書	未提出
再入国日	日本入国後、詳細入力をクリックして登録	再入国日	日本入国後、詳細入力をクリックして登録

詳細入力

### 提出方法：

- ① 前頁「申請方法」②から「出国届申請内容入力」画面へ進み、「報告書」の「未提出」をクリック
- ② 「出国中の近況報告」画面で提出月の「+」をクリックして入力欄を開き、400～800字以内で報告を入力して、「保存」をクリック

#### ■写真を添付する場合：

- ・「写真添付」→「ファイルを選択」でアップロード
- ・アップロード可能ファイルは1点  
(5MB まで / jpg, gif または png 形式)
- ・アップロードを取り消す場合は、「戻る」をクリック。

#### ■「提出しない理由」がある場合：

- ・「出国中の近況報告を提出しない」にチェック
- ・理由を選択し、**必要項目**を入力して「保存」

**出国中の近況報告**

出国して、例会を欠席した場合は、その月のあなたの近況について 400 字以上 800 字以内で報告してください。複数の月をまたいで出国する場合は、「近況報告」の欄が複数分表示されます。その月が到来するまで、入力することができませんので 1 か月ごとに入力してください。入力した内容は、世話クラブ、地区および米山委員長に自動配信されます。

2025年03月提出分

近況報告提出

写真添付  選択されていません ファイルを選択してください(jpg, gif または png形式)

出国中の近況報告を提出しない  
※報告を提出しない場合は、ファイルを添付しないでください

提出しない理由

この月は、例会に出席したため

病気療養中のため/入院しているため

その他 (日本国外からオンラインで例会に出席した、やむを得ない事情など)

「例会に出席したため」を選択した場合は例会出席日を入力してください。

年 / 月 / 日

「その他」を選択した場合はその事情を入力してください。

保存

戻る

- 提出月に、例会へ出席した場合 ▶ 「提出しない理由」+ 「例会出席日」を入力
- 病気療養中・入院中の場合 ▶ 「提出しない理由」のみ入力
- その他(海外からオンラインで例会出席、やむを得ない事情など) ▶ 「提出しない理由」+ 「事情(テキストボックス)」を入力
- 奨学生レポート提出月 (9月と2月)の場合 ▶ 近況報告入力欄は作成されません

## STEP 3 日本帰国：再入国日の登録

無事日本に戻ってきた報告となります。

### 登録方法：

- (1) 上記①と同じ「出国届 申請内容入力」画面で「詳細入力」をクリック
- (2) 「出国届 詳細設定入力」画面のカレンダーマークをクリックし、「再入国日」を入力して「申請」

**注意事項** ▶ 「期間 TO」と「再入国日」が一致しない場合はエラーとなり、登録できません。スケジュールに変更があった場合は、「期間 TO」を修正したうえで「再入国日」を登録してください。

<b>出国届 申請内容入力</b>	<b>出国届 申請内容入力</b>
申請日 2024/12/13	再入国日 年 / 月 / 日 (2)
出国期間 2025/02/01～2025/03/12	期間FROM(4月～) 2025/02/01
報告書 未提出	
再入国日 日本入国後、詳細入力をクリックして登録	

詳細入力 (1)

申請

キャンセル

# 通算 60 日を超える時のみ提出してください

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 行き

## 年間通算 60 日を超える離日申請

日本を離れる累計日数が、年間（4月から翌年3月まで）通算 60 日を超えるとき、この申請を行うことによって、年間通算 90 日まで認められます。

申請には、「指導教員許可欄」に、指導教員の署名が必要です。

継続奨学生で、前年度3月から年度を越えて連続して「出国に関する規程」を組み合わせるときも、60 日を超える場合は、当用紙の提出が必要です。

例：「3月1日～31日（31日間）の申請」と年度を越えて「4月1日～4月30日（30日間）の申請」をするとき

必ず、奨学生・学友専用サイトから出国届を事前に登録のうえ、この書類を奨学会メールアドレス scholars@rotary-yoneyama.or.jp あてにメール添付で提出してください。

私は、以下の通り、年間通算 60 日を超えて日本を離れるため申請いたします。

奨学生番号	奨学生氏名	申請日
		20 年 月 日
学校・課程・学年		課程 年
世話クラブ名		
目的		行き先(国名)

### 指導教員許可欄

上記の通り、米山奨学生が年間通算 60 日を超えて、日本を離れる件について、指導教員としてその必要性を認め、ここに証明いたします。

学 校 名  
学 部 ・ 研 究 科

指 導 教 員 署 名

連 絡 先 TEL または email

年間（4月から翌年の3月まで）通算して、日本を離れる累計日数が 60 日を超える場合、もしくは年度をまたいで（3月から4月にかけて）日本を離れる日数が連続 60 日を超える場合は、この書類が提出されなければ、奨学金を打ち切ります。  
また、この書類が提出された場合も、累計日数が 90 日を超える場合、もしくは年度をまたいで日本を離れる日数が連続 90 日を超える場合は、奨学金を打ち切ります。

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会 宛

# 休 学 届

- 休学前に、クラブからガバナー事務所と、奨学会へメールで提出してください。原本は、郵送にて奨学会までお送りください。
- かならず、奨学生、世話クラブ会長、カウンセラー、指導教員が、手書きで署名を記入してください。  
【注意】消せるボールペンや鉛筆などの消えやすい筆記用具で記入しないでください。

奨学生番号	奨学生署名	申請日
		20    年    月    日
学校・課程・学年		課程                      年
世話クラブ	RC	クラブ担当者 Tel(        )
クラブ会長署名		カウンセラー署名

以下のとおり、休学することに決まりましたのでご報告申し上げます。

奨学生記入欄	
学校休学期間	年    月    日 ~    年    月    日
休 学 理 由	
休 学 中 の 連 絡 先 (海外にいる場合は海外)	メールアドレス:
	電話番号:
	住所:
休学後、卒業年月(予定)に変更はありますか?	<input type="checkbox"/> 変更がある    ➔ 変更後の卒業年月:            年    月) <input type="checkbox"/> 変更がない <input type="checkbox"/> 未定    ➔ 卒業年月が決定する年月:            年    月頃)
休学前の最後の例会出席日	年    月    日

	学校の休学期間(休学許可書に記載される期間)を十分にご確認の上、☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 当該奨学生が上記の期間、学校を休学することを確認しました。
指 導 教 員 記 入 欄	指導教員所属 学校名・学部・研究科
	指導教員 署名

★休学に関する注意点

- ・休学期間は185日を限度とし、学校および当会が許可したものとします。
- ・兵役や学則などやむを得ない場合は、185日を超える休学を認めます。
- ・休学中に出国する場合、その出国日数は通算出国日数に含めません。

海外学友会推薦ロータリー米山奨学生は対象としない。

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会 宛

**復 学 届**

- 以下の項目を記入し、クラブからガバナー事務所と、奨学会へメールで提出してください。原本は、郵送にて奨学会までお送りください。
- かならず、奨学生、世話クラブ会長、カウンセラー、指導教員が、手書きで署名を記入してください。  
**注意:**消せるボールペンや鉛筆などの消えやすい筆記用具で記入しないでください。

奨学生番号	奨学生署名	申請日 20 年 月 日
学校・課程・学年		課程 年
世話クラブ	RC	クラブTel( )
クラブ会長署名		カウンセラー署名

以下のとおり、復学することに決まりましたのでご報告申し上げます。

<b>奨学生記入欄</b>		
復学年月日	年 月 日	より復学
学 校 名		
復学後の 最初の 例会出席日	年 月 日	

指導教員 記入欄	指導教員所属 学校名・学部・研究科
	指導教員 署名

**★復学に関する注意点**

休学期間終了後、「復学届」（当用紙）の提出がなかった場合、奨学金支給を休止し、休学期間終了後2か月以内に提出がない場合は、奨学金が終了します。

海外学友会推薦ロータリー米山奨学生は対象としない。

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会  
 〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3階  
 FAX (03)3578-8281 E-mail : scholars@rotary-yoneyama.or.jp

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会 宛

# 辞 退 届

- 以下の項目を記入し、クラブからガバナー事務所と、奨学会へメールでお送りください。原本は、郵送にて奨学会までお送りください。
- かならず、奨学生、世話クラブ会長、カウンセラーが、手書きで署名を記入してください。  
**注意**:消せるボールペンや鉛筆などの消えやすい筆記用具で記入しないでください。

奨学生番号	奨学生署名	申請日
		20 年 月 日
学校・課程・学年:		課程 年
世話クラブ:	RC	クラブ Tel:( )
クラブ会長署名:		カウンセラー署名:

このたび、以下の理由により米山奨学金支給を辞退いたしますので、手続きのほどよろしく願いいたします。

辞退年月 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月 以降の奨学金を辞退します

辞退理由

★申請に必要な書類は以下4点。

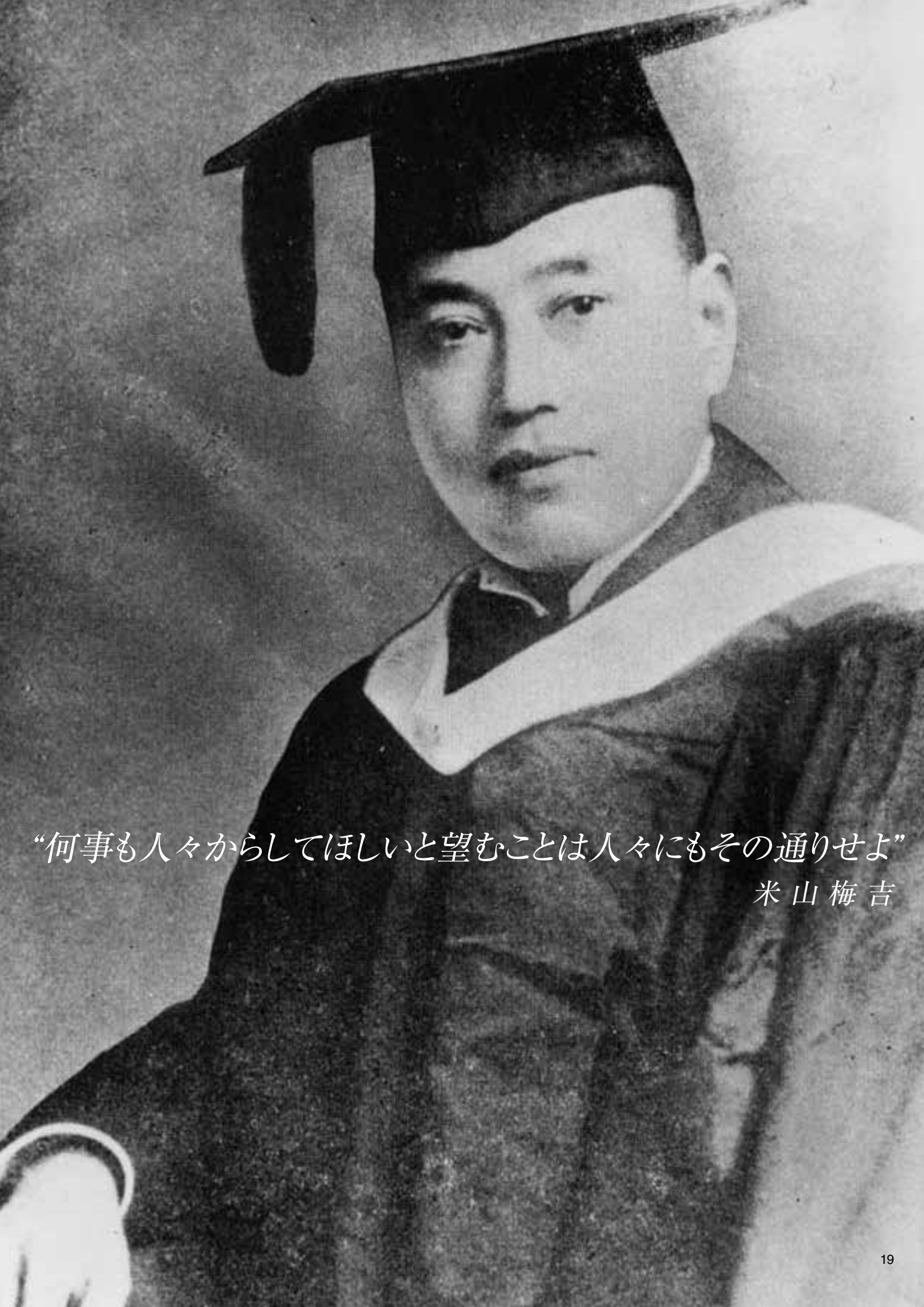
1. 辞退届 (当用紙)
2. 例会出席・奨学金受領確認書
3. 奨学生レポート (9月分: 4月~10月入力可、2月分: 11月~3月入力可)
4. カウンセラー所見 (通常は、10月と3月にガバナー事務所にご提出いただきますが、「辞退」の場合は奨学会にて受け付けます。)

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3階

FAX (03)3578-8281 E-mail : scholars@rotary-yoneyama.or.jp





“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”

米山梅吉

### ロータリーの誕生とその成長

20世紀初頭のシカゴの街は、著しい社会経済の発展の陰で、商業道德の欠如が目につくようになっていました。

ちょうどそのころ、ここに事務所を構えていた青年弁護士ポール・ハリスはこの風潮に堪えかね、友人3人と語らって、お互いに信頼のできる公正な取引をし、仕事上の付き合いがそのまま親友関係にまで発展するような仲間を増やしたい、という趣旨でロータリークラブという会合を考えました。ロータリーとは集会を各自の事務所持ち回りで順番に開くことから名付けられたものです。こうして1905(明治38)年2月23日にシカゴロータリークラブが誕生しました。

それからは、志を同じくするクラブが、次々と各地に生まれ、国境を超え、今では200以上の国と地域に広がり、クラブ数36,625、会員総数1,167,882人(2025年12月18日RI公式発表)に達しています。このように、歴史的に見ても、ロータリーとは職業倫理を重んずる実業人、専門職業人の集まりなのです。その組織が地球の隅々にまで拡大するにつれて、ロータリーは世界に目を開いて、幅広い奉仕活動を求められるようになり、現在は多方面にわたって多大な貢献をしています。

なお、世界中のロータリークラブとローターアクトクラブの連合体を国際ロータリーと称します。

### 日本のロータリー

わが国最初のロータリークラブは1920(大正9)年10月20日に創立された東京ロータリークラブで、翌1921年4月1日に世界で855番目のクラブとして、国際ロータリーに加盟が承認されました。

日本でのロータリークラブ創立については、ポール・ハリスの片腕としてロータリーの組織をつくり、海外拡大に情熱的に取り組んだ初代事務総長チェスリー・ペリーと、創立の準備に奔走した米山梅吉、福島喜三次などの先達の功を忘れることはできません。

その後、日本のロータリーは、第二次世界大戦の波に洗われて、1940年に国際ロータリーから脱退します。戦後1949年3月になって、再び復帰加盟しますが、この時、復帰に尽力してくれたのが国際ロータリーの第3代事務総長ジョージ・ミーンズでした。

その後の日本におけるロータリーの拡大発展は、目覚ましいものがあります。ロータリー財団への貢献も抜群で、今や国際ロータリーにおける日本の地位は不動のものになりました。現在、日本全体でのクラブ数は2,176、会員数は83,492人(2025年10月末現在)となっています。

出典:「ロータリーの友」“ロータリーとは”(内容を一部改変)

## 全国のロータリー会員が支援

米山奨学事業は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家米山梅吉氏の功績を記念して、世界に“平和日本”の理解を促す願いを込めて発足しました。学問的、技術的指導者の養成とともに、平和を求め日本との“架け橋”となる人を支援することを願い、1952年に東京ロータリークラブで構想が立てられたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967年、文部省(文部科学省)の許可を得て財団法人ロータリー米山記念奨学会となりました。

なお、新公益法人制度の施行に伴い、2012年1月4日をもって公益財団法人へ移行しました。

## 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した**米山梅吉氏**(1868-1946)は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー(カリフォルニア州)、ウェスレアン大学(オハイオ州)、シラキユース大学(ニューヨーク州)で8年間の苦学の留学生活を送りました。帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが、友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソピー(Philanthropy)\*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“**何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ**”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”の精神を身をもって行い、そのことについて多くを語らなかつた陰徳の人でした。

\*Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン(愛)」と「アンソロポス(人類)」。人類愛・博愛を意味し、今日的には「社会貢献」と訳される。

## 米山梅吉氏の略歴

- 1868年 2月4日 大和国高取藩 和田竹造の三男として東京に生まれる
- 1872年 父の死後、母親の郷里静岡県三島に移る
- 1883年 沼津中学2年中退、上京し銀座江南学校に入る
- 1886年 東京英和学校へ入学
- 1887年 米山家に養子として入籍、渡米  
在米8年間、カリフォルニア州ベルモント・アカデミー、オハイオ州ウェスレアン大学、ニューヨーク州シラキユース大学で修学(法律専攻)
- 1895年 帰朝
- 1896年 米山はると結婚
- 1897年 合名会社三井銀行に入社
- 1909年 三井銀行 常務取締役
- 1920年 東京ロータリークラブを創立し初代会長となる
- 1924年 三井信託創立 取締役社長  
Special Commissioner for Japan(1924~26)
- 1926年 RI理事(1926~27)
- 1928年 RI第70区ガバナー(1928~31)
- 1934年 財団法人三井報恩会 理事長
- 1937年 財団法人緑岡小学校 校長、理事長
- 1938年 貴族院議員に勅撰
- 1939年 日満ロータリー連合会 会長
- 1940年 日本のロータリー解散
- 1946年 4月28日 逝去

**ロータリー米山記念奨学事業とは**

ロータリー米山記念奨学事業は、日本のロータリー会員が作り育てた国際奉仕プログラムです。

事業の推進は、全国約83,000人のロータリー会員の寄付によって支えられています。2026学年度は約950名の米山奨学生を支援していますが、これらは、ロータリー会員1人ひとりの浄財によるものです。

ロータリー会員の心のこもった支援に応えられるよう、米山奨学生は日本での留学生生活を有意義なものにしてください。

**世話クラブ・カウンセラー制度**

奨学金による支援だけでなく、“**世話クラブとカウンセラー制度**”があります。

**●世話クラブ**

ロータリークラブのうち1クラブがあなたの世話クラブになり、カウンセラーが決まります。米山奨学生は、世話クラブの例会に出席し、カウンセラーやロータリー会員との心のふれあいを通して真の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。積極的にロータリー会員との交流を深め、学生生活では体験できない人間関係を育んでください。

**●カウンセラー**

カウンセラーは、奨学生の個人的ケアにあたるアドバイ

ザー的存在です。奨学生が世話クラブで多くのロータリー会員と交流を深める機会を持てるよう努め、学校生活では体験できない人物・文化交流、地域活動への参加のチャンスを広げます。

**奨学生に求められること**

ロータリー米山記念奨学会は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との架け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのために求められる米山奨学生の資質は、①学業、②異文化理解、および③コミュニケーション能力における熱意や優秀性にあります。

**学友会活動**

米山奨学生学友会(元米山奨学生同窓会)は日本国内に33の学友会、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマーとベトナム(ホーチミン)の10の国・地域にあります。米山奨学生終了後も、学友会活動を通して学友(元米山奨学生)同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加できます。詳しくは、P.28~29参照。



～新規奨学生オリエンテーションで詳しい説明があります～

奨学生に守ってもらう項目は「確約書」(巻頭P.1参照)に記載されています。以下は、確約書の内容の補足です。奨学生として守るべきことを心得てください。

## 1 新規奨学生オリエンテーション

新奨学生は、地区(全国で34に分かれているロータリー地区のことで、あなたの通っている学校所在地で地区が決まります。)で開催される「新規奨学生オリエンテーション」に出席し、世話クラブとカウンセラーの紹介および奨学生の心得・規程などについて説明をうけ、当日配布される「確約書」に署名することによって正式な「ロータリー米山記念奨学生」となります。

## 2 知っておくこと

奨学金は、それぞれの世話クラブの例会に出席し支給されます。皆さんが受け取る奨学金は、全国のロータリー会員が、皆さんの学問への熱意や将来の活躍に期待して、寄付して下さったものです。**これを真摯(しんし)に受け止めて勉学に励み、ロータリークラブとの良い交流を心がけてください。**交流を通じて国際理解と奉仕を学ぶ奨学金であることを理解し、オリエンテーション・例会・行事の欠席、奨学金の途中辞退や当会の「休学」「留学」制度を安易に利用することは避けてください。

### 1. 奨学生番号

あなたの奨学生番号は、合格通知およびオリエンテーションで配布される確約書に記載されています。レポートの提出、証明書の発行などのWeb手続きの時に必要となります。また、奨学期間終了後もお使いいただく個人番号となりますので、お忘れにならないよう、管理してください。

### 2. 例会出席

奨学生は**世話クラブの例会に必ず月1回以上出席する義務**があります。決められた例会に出席できない場合は、カウンセラーあるいは、世話クラブ会員やクラブ事務局に相談をし、他の週もしくは次の月に欠席分の例会に出席してください。オリエンテーション以外の地区行事は原則例会出席とは見なされません。原則として、無断で例会を欠席した場合は奨学生としての資格を失います。平日の昼に例会をするクラブが多いですが、クラブによって朝や夜、休日に例会をする場合もありますので予定を調整して出席してください。奨学金は、毎月の例会出席をもって、一か月分ずつ支給されます。

## 奨学生年間スケジュール

3月 合格者決定

4月-5月

【新規奨学生】

- オリエンテーション参加(地区別に通知) ●確約書署名
- 4月分の奨学金はオリエンテーション後地区またはクラブから支給

【継続奨学生】

- 世話クラブの例会に出席(奨学金は月毎にクラブにて支給)

※秋来日の海外学友会推薦・海外応募者対象奨学生の場合

- 採用月にオリエンテーション参加 ●確約書署名 ●奨学金支給

9月

奨学生レポート提出

10月

米山月間(卓話を実施。他の月に卓話をする場合もあります。)

翌年2-3月

歓送会参加(地区別に通知)

2月

奨学生レポート提出

### 年間を通して

- ①世話クラブの例会に月1回以上出席し、会員との交流に努める。
- ②奨学会、ロータリー地区、世話クラブ又はカウンセラーから連絡を受けたときは、速やかに応答する。
- ③毎年9月及び翌年2月に「米山奨学生レポート」を提出する。
- ④卓話(スピーチ)を依頼されたときは誠実に行う。
- ⑤ロータリー地区及び世話クラブの行事に参加する。

### 3.奨学金額

奨学金の種類		金額	使 途
学部課程ロータリー米山記念奨学金		月額10万円	勉学・研究に役立てる ※当会の奨学金は、所得税法第9条第1項第15号に規定する「学資に充てるため給付される金品」(学資金)として非課税所得に該当します。趣旨を逸脱することがないように気を付けてください。
修士課程ロータリー米山記念奨学金 博士課程ロータリー米山記念奨学金		月額14万円	
クラブ支援ロータリー米山記念奨学金 (延長プログラム)	学部生	月額10万円	
	大学院生	月額14万円	
地区奨励ロータリー米山記念奨学金 (大学以外の短大・高専・専修学校等の在籍者)	高専専攻科1・2年、 専修学校(高度専門士)3・4年	月額10万円	
	上記以外	月額7万円	
海外学友会推薦ロータリー米山記念奨学金		月額14万円	
海外応募者対象ロータリー米山記念奨学金	学部生	月額10万円	
	大学院生	月額14万円	

### 4.奨学金の支給

以下、本文中では、上記奨学金名称を略して記載する。

奨学金の種類	奨学金	新規奨学生	継続奨学生(2年目)
学部・修士・博士課程/ クラブ支援/地区奨励/ 海外応募者対象奨学金	4月分	オリエンテーション終了後にクラブから支給	クラブ例会出席後にクラブから支給
	5月分以降	クラブ例会出席後にクラブから支給	
海外学友会推薦奨学金	採用月分～	入国後のオリエンテーション終了後に クラブまたは地区にて支給	クラブ例会出席後にクラブから支給
海外応募者対象奨学金			

### 5.奨学期間

確約書に記載されている期間が奨学期間です。奨学期間は在籍課程の学年と入学年月によって異なります。

奨学金の種類	期 間	
学部・修士・博士課程奨学金	学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、 医歯獣医学系博士3年の場合	2年間
	学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、 医歯獣医学系博士4年の場合	1年間
クラブ支援奨学金	1年または6か月間	
地区奨励奨学金 (短大・高専・専修学校在籍者)	高専専攻科1年、専修学校(高度専門士)3年	2年間
	上記以外	1年間
海外学友会推薦奨学金	1年間	
海外応募者対象奨学金	2年間	

### 奨学生バッジ

オリエンテーションで無料配布されます。例会やロータリーの行事、学友会(元米山奨学生の会)等に参加する際、身に付けてください。

◆破損や紛失の場合は購入できますので米山奨学会まで連絡してください。(原則本人負担で切手送料:500円)

#### バッジの由来

このバッジは、“日本の心”とも言われる桜、染井吉野をモチーフにしています。花びらを形取った一つひとつが、これから学識や技術を学んで、花開かんとする奨学生の皆さんを表しています。集って満開となる桜の木のように友好的な花を咲かせ、日本と世界とを結ぶ大きな架け橋になることを願っています。



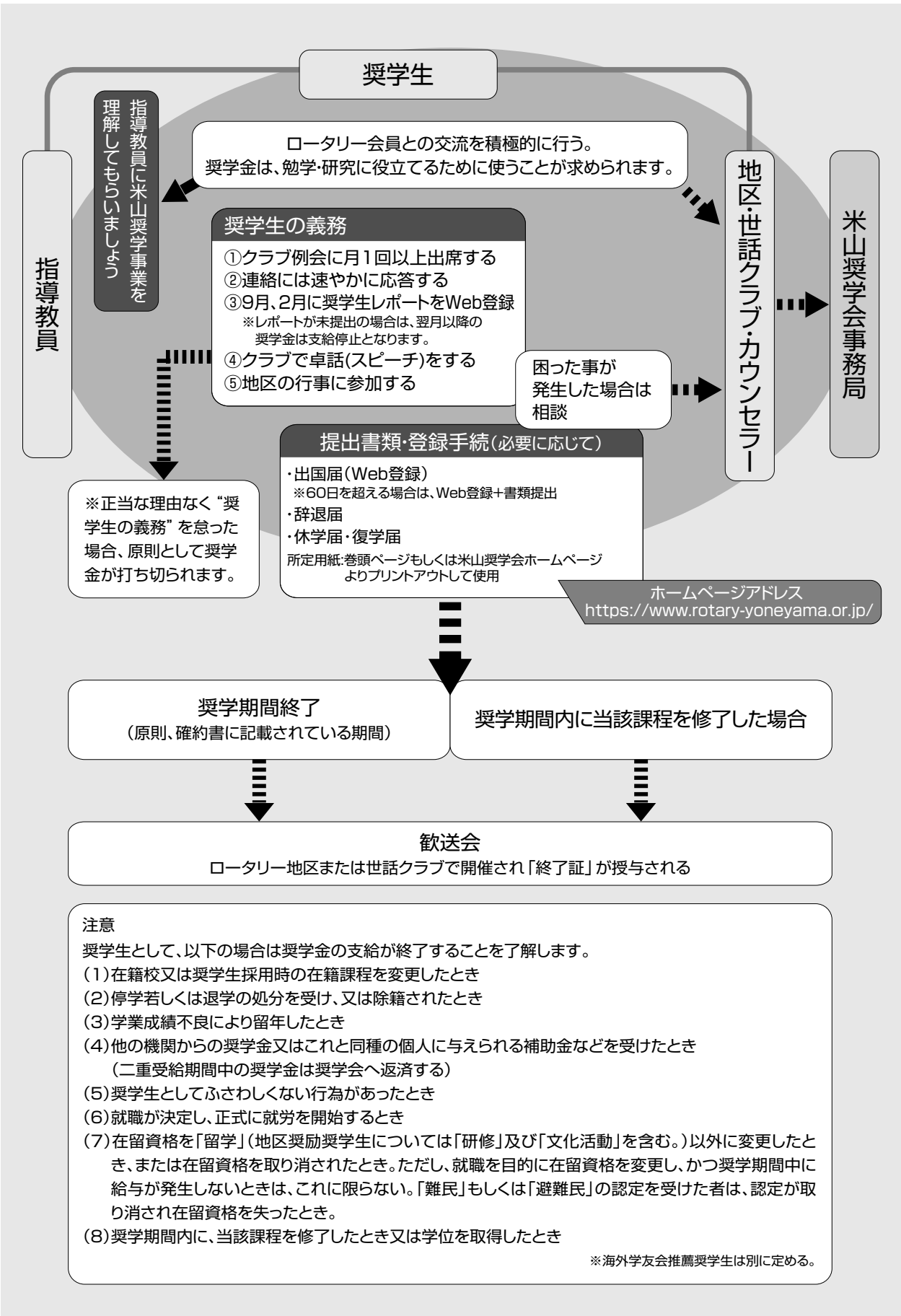
### 奨学生・学友証明書

7月以降に、「奨学生・学友証明書」をクラブに送りますので、クラブから受け取ってください。これは、奨学生としての自覚を持っていただくこと、奨学生番号や世話クラブ名などを忘れないでいただくこと、学友となっても奨学生時の情報を覚えておいていただくことを目的に発行しています。また、学友としての証明として奨学期間終了後も有効です。

1人1回限りの発行となりますので、紛失にご注意ください。



### 3 奨学生が守ること



奨学生の心得

## 4 奨学生に関する規程

### (1) 出国に関する規程

日本を出国する場合は、事前に別途定める「出国届」を奨学生本人がWeb上で届け出てください(P.12参照)。クラブへは奨学生から報告し、了承を得てください。出国が認められる期間は、年間(4月から3月まで)通算60日まで。ただし、国外に出る必要があると指導教員が許可した場合は、通算90日まで認めます。出国が認められる期間を超えて出国した場合、出国前の月をもって奨学金を打ち切ります。なお、離日中やむを得ず、例会に出席できなかった場合、「出国中の近況報告」の提出が必要です。また、その月の奨学金は日本に戻り、例会に出席した際に支給します。(P.12-14参照)

### (2) 休学・復学に関する規程

休学する場合、奨学金の支給はその期間停止されます。復学後は米山奨学会の規程に従って、追加延長し奨学金を支給します。ただし、追加延長期間中に、当該課程を修了した場合は、その月をもって奨学期間終了となります。手続きは必ず事前におこなってください。

- ◆休学が認められる期間：185日まで。これを超えた場合は休学前の月をもって奨学金が打ち切りになります。ただし、兵役または学則等の特別の理由がある場合に限りその期間に応じます。

休学の手続き	所定の休学届用紙(当冊子または奨学会ホームページよりプリントアウト)に必要事項を記載し提出する。
復学の手続き	所定の復学届用紙(当冊子または奨学会ホームページよりプリントアウト)に必要事項を記載し提出する。



※海外学生会推薦奨学生は対象としない。

**公益財団法人ロータリー米山記念奨学会  
出国に関する規程**

- 出国の届出
  - 奨学生が、日本を出国する場合は、事前に別途定める「出国届」を奨学生本人がWEB上で届け出る。
  - 世話クラブへは奨学生本人から事前に日本を出国することを報告する。
- 出国が認められる期間
  - 年間(4月から翌年3月まで)通算して60日とする。
  - 指導教員が国外に出る必要があると許可した場合は、上記60日に加えてさらに30日(通算して90日)とする。この場合は、別途定める届け出に指導教員が署名しなければならない。
- 奨学金
  - 出国が認められる期間を超えて出国した場合は、出国前の月をもって奨学金が打ち切りとなる。
  - 出国のため、例会に欠席し、又は日本国外からオンラインで例会に出席した場合は、日本に再入国後、例会に出席したときに奨学金を受け取る。奨学金は、出国前に事前に受け取ったり、複数か月分を一度にまとめて受け取ったりしない。
- 出国期間中に必要な提出書類
 

出国のため、例会に欠席した場合は、毎月1回世話クラブに報告書を提出する。ただし、以下の場合は提出を要しない。

  - 病氣・入院などやむを得ない事情がある場合
  - 「奨学生レポート」提出月(9月および2月)
  - オンラインで例会に出席した場合
- 留意事項
  - 奨学期間内で、本規程により認められる出国日数、「留学に関する規程」により認められる出国日数、及び「休学・復学に関する規程」により認められている休学日数については、これを組み合わせて適用を受けることはできない。
  - 年度を超えて「出国に関する規程」を連続して組み合わせるときは、原則として合計60日(指導教員が必要であると許可した場合は90日)を超えて申請することはできない。

**附則**

- この規程は、2006 学年度採用を対象に2006(平成18)年4月1日から施行する。
- この規程の改廃は、常務理事会の決議による。

**公益財団法人ロータリー米山記念奨学会  
休学・復学に関する規程**

- 休学
 

奨学生は、休学するときは事前に申請をしなければならない。休学期間の奨学金支給は停止される。

  - 休学期間
 

学校を休学する場合、休学期間は通算して185日まで認める。これを超える場合は、休学前の月をもって奨学金が打ち切りとなる。ただし、兵役または学則などにより、やむを得ず185日を超えて休学することになる場合は、185日を超えて休学することを認める。また、奨学期間中の留学については「留学に関する規程」に定めるところによる。
  - 休学申請に必要な提出書類
 

別途定める「休学届」
- 復学
  - 上記の認められた休学期間が終了し、復学する場合は、申請をしなければならない。休学期間中は、奨学金に追加延長して奨学金が支給される。
  - 休学期間終了後、「復学届」の提出がなかった場合、奨学金支給を休止する。休学期間後、2か月以内に「復学届」の提出がない場合は、奨学金の支給を終了する。
  - 復学申請に必要な提出書類
 

別途定める「復学届」
- 留意事項
 

留学を目的として休学する場合は、「留学に関する規程」を優先的に適用するものとする

**附則**

- この規程は、2006 学年度採用を対象に2006(平成18)年4月1日から施行する。
- この規程の改廃は、常務理事会の決議による。

(3)他の機関からの奨学金との二重受給の禁止

奨学期間中に、二重受給に該当する可能性のあるものを受給予定の場合は、事前に奨学会まで連絡をしてください。奨学生としての資格に関わることで、個人で判断せず、必ず、奨学会へお問い合わせください。二重受給に該当するものを受給する場合は、クラブを通して「辞退届」を提出していただきます。連絡なしに、二重受給していたことが発覚した場合は、奨学金の打ち切り対象となります。

〈二重受給の対象について〉

当会の奨学金は、他の機関からの奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金などと同時に受けることはできません。ただし、以下は二重受給の対象とみなしません。

- ① 地方自治体による学習奨励金(在住の留学生全員が受給の対象となるもの)、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金・報奨金・賞金。
- ② 授業料免除(減額)、入学金免除(減額)またはそれに相当する学校の奨学金。
- ③ 研究に直接必要な費用のみを用途とする研究助成。
- ④ 研究に直接必要な費用以外を含む研究助成もしくは、授業料免除(減額)、入学金の免除(減額)またはそれに相当する奨学金以外の学校の奨学金等。ただし、年額57万6千円未満に限る。複数ある場合は、総額の受給額で判断する。
- ⑤ 貸与型奨学金。
- ⑥ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップによる報酬。

(4)奨学期間内に当該課程を修了したとき

奨学期間内に予定よりも早く当該課程の学位を取得したときは、取得月をもって米山奨学金の支給は終了します。

◆博士号を取得した場合

「学位記」の写しまたは「学位取得証明書」と「博士号取得報告書」を世話クラブ経由で奨学会に提出してください。(「博士号取得報告書」は奨学会ホームページ「ダウンロード」よりダウンロードしてください)

博士号取得年月について奨学会のデータに記録されます。また、世話クラブ経由で記念品の腕時計が贈られます。(見込証明書では基本的に認められません)

元米山奨学生が博士号を取得した場合も同様に申請いただけます。記念品は、原則、世話クラブへ送付いたします。

※記念品の贈呈は、奨学生採用後に博士号を取得した場合のみ対象となります。

5 奨学期間終了

奨学期間終了時には、地区または世話クラブから「終了証(証明書)」が授与されます。終了証は、奨学金を受けていた証明であると同時に「ロータリー学友」になった証となります。途中辞退を含め、奨学期間終了後は、「ロータリー学友」となります。奨学期間終了後も、ロータリー会員との絆を大切に、「ロータリー学友」としてクラブ、地区、学友会の活動への参加等、連絡・交流を続けてください。

(学友会について:P.28、29参照)

〈奨学生終了証(証明書)見本〉



●お願い

①近況をお知らせください➡[alumni@rotary-yoneyama.or.jp](mailto:alumni@rotary-yoneyama.or.jp)

クラブ、カウンセラー、所属地区などへは、奨学期間終了後も、元気であること、心境の変化、家族が出来たなどの近況を知らせて交流を続けてください。奨学会へは、表彰、ロータリークラブへの入会、博士号取得、起業、学友会活動、奉仕活動、研究成果などをお知らせください。



②連絡先更新➡ログイン <https://d10000000hgfkcas.my.salesforce-sites.com/siwlogin>

奨学期間終了後も、所属地区、カウンセラー、世話クラブや学友会とのつながりを継続できるように、連絡先などの変更などがありましたら、「個人情報更新画面」で、更新を行ってください。奨学会からの連絡のほか、所属地区、クラブや学友会からのイベント案内などの連絡先となります。登録された個人情報、当会「個人情報の保護及び管理に関する規程」を遵守し、保護・管理します。



奨学生の心得

# V

## ロータリー米山記念奨学会 学友会

### 1.目的

米山学友会活動は、学友(元米山奨学生)および現役奨学生がロータリー会員との交流を深め、ロータリーの理想とする国際交流・親善および平和の創造と維持に貢献することを目的とします。

### 2.学友会組織

「米山学友会」は、米山学友を中心に組織されている会です。現在、日本には33団体の学友会(34ロータリー地区)、海外には台湾、韓国、中国、ネパール、タイ、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマーとベトナム(ホーチミン)の10の国・地域にあります。新しい学友会の設立は学友の意欲と活動実績によって実現できます。

### 3.活動

学友会は、米山学友を中心に、運営されています。各学友会によって活動内容は異なりますが、ロータリー会員やロータリークラブ、さらに、国内学友会は地区米山奨学委員会などと連携して、交流を深めるためのイベントや地域貢献につながる奉仕活動などを企画・実施しています。

## 学友会活動



台湾米山学友会  
2023年に創立40周年を迎えた最も歴史ある学友会



スリランカ米山学友会  
山村の小学校に文具を寄贈する奉仕活動を実施



中国・上海米山学友会(大連支部)  
学友が農地を借り、自閉症の子どもたちが自然に触れる機会を提供



第2520地区米山学友会(岩手県・宮城県)  
現役奨学生やカウンセラー、学友家族も参加してりんご狩り



第2620地区米山学友会(静岡県・山梨県)  
ベトナムの小・中学校へ毛布の提供と医療支援を実施



第2710地区米山学友会(広島県・山口県)  
平和研修を企画し、学友・奨学生と平和を考える時間を共有

# 米山学友会代表連絡先一覧

2025年11月現在

以下の連絡先または地区(ガバナー事務所)にお問合せください。連絡先が不明な場合はalumni@rotary-yoneyama.or.jpへご連絡ください。

国内学友会 エリア(地区)	代表メール	SNS
北海道(2500/2510)	2510yoneyamagakuyu@gmail.com	FB : 米山学友会(北海道)
岩手・宮城(2520)	yoneyama2520@hotmail.com	
福島(2530)	yoneyama2530@yahoo.co.jp	
秋田(2540)	2540ygakuyukai@gmail.com	
栃木(2550)	yoneyama2550@yahoo.co.jp	FB : 米山記念奨学会北関東学友会栃木
新潟(2560)	第2560地区ガバナー事務所 2560yoneyama@rid2560niigata.jp	FB : 国際ロータリー第2560地区新潟米山学友会
埼玉西北部(2570)	yoneyama2570@gmail.com	
東京東北部(2580)	rid2580yone@gmail.com	FB : 国際ロータリー第2580地区米山学友会
神奈川(2590) 川崎・横浜市	2590yoneyama@gmail.com	FB : 第2590地区 ロータリー米山学友会
長野(2600)	第2600地区ガバナー事務所 info-2@rid2600jp.org	
富山・石川(2610)	yoneyama2610@gmail.com	HP : <a href="http://www.yoneyama2610.org/">http://www.yoneyama2610.org/</a> FB : 第2610地区米山学友会
山梨・静岡(2620)	yoneyama2620@gmail.com	FB : ロータリー第2620地区米山学友会
岐阜・三重(2630)	2630gakuyukai@gmail.com	
和歌山・大阪大和川以南、 柏原市を含まない(2640)	ryyoneyama2640@gmail.com	FB : 国際ロータリー第2640地区米山奨学生学友会
京都、福井、滋賀、奈良(2650)	yoneyama2650@gmail.com	FB : 第2650地区米山学友会
大阪大和川以北、柏原市を含む (2660)	yoneyama2660@gmail.com	HP : <a href="https://kansaiyoneyama.com/">https://kansaiyoneyama.com/</a> FB : 米山奨学生学友会(関西)
徳島・香川・愛媛・高知(2670)	第2670地区ガバナー事務所 yoneyama-c@rid2670.jp	
兵庫(2680)	yoneyama2680alumni@gmail.com	FB : 米山奨学生学友会(兵庫)
鳥取・島根・岡山(2690)	info2690tiku@gmail.com	
福岡・長崎県壱岐、対馬・ 佐賀県鳥栖市、 上峰町以外の三養基郡(2700)	rotariyoneyamakyushu@gmail.com	FB : 米山九州学友会 - 2700地区
広島・山口(2710)	yygu2710@yahoo.co.jp	
大分・熊本(2720)	第2720地区ガバナー事務所 ri2720gof@eos.ocn.ne.jp	
宮崎・鹿児島(2730)	2730yoneyamagakuyu@gmail.com	
佐賀・長崎(2740)	2740y.gakuyukai@gmail.com	FB : 国際米山奨学会2740地区米山奨学生学友会
東京西南部(2750)	yoneyama2750@gmail.com	FB : 国際ロータリー第2750地区米山学友会(東京)
愛知(2760)	第2760地区ガバナー事務所分室 ybranch@rotary2760.org	
埼玉南東部(2770)	yoneyama2770@gmail.com	FB : 国際ロータリー第2770地区「米山奨学生・学友会」
神奈川(2780) 川崎・横浜市以外	第2780地区ガバナー事務所 g-office@rid2780.gr.jp	FB : 国際ロータリー第2780地区米山学友会 Instagram : rotary_yoneyama_alumni_2780
千葉(2790)	chibayoneyamagakuyukai@gmail.com	FB : ロータリー第2790地区米山奨学生学友会 Instagram : rotary_d2790_yoneyama_alumni
山形(2800)	第2800地区ガバナー事務所 office@rid2800.org	FB : 国際ロータリー第2800地区山形米山学友会
茨城(2820)	yygyk2820@yahoo.co.jp	HP : <a href="https://www.yg2820.com/">https://www.yg2820.com/</a> FB : ロータリー第2820地区米山学友会
青森(2830)	gakuyukai2830@gmail.com	
群馬(2840)	rcyoneyama2840@yahoo.co.jp	FB : ロータリー米山記念奨学生学友会2840地区
海外学友会エリア	代表メール	SNS
台湾	yoneyama.rotary@gmail.com	HP : <a href="http://www.yoneyama.org.tw/">http://www.yoneyama.org.tw/</a> FB : ロータリー米山台湾学友会 - 中華民國扶輪米山會
韓国	yoneyama@hanmail.net	FB : 韓国ロータリー米山学友会 Instagram : yoneyama_rotary_in_korea
中国	上海 北京	
タイ	thaiyoneyama@gmail.com	FB : Thai Rotary Yoneyama Alumni タイロータリー米山学友会
ネパール	rysannepal@gmail.com	FB : Rysan Nepal
モンゴル	mongolianyoneyama@gmail.com	FB : Mongolia Rotary Yoneyama Alumni Association
スリランカ	yoneyamasrilanka@gmail.com	FB : Rotary Yoneyama Sri Lanka Alumni Association - 米山スリランカ学友会
マレーシア	yoneyama.malaysia@gmail.com	FB : Malaysia Rotary Yoneyama Alumni Association - MRYA
ミャンマー	myanmargakuyu@gmail.com	
ベトナム南	vietnam.yoneyama@gmail.com	FB : Rotary Yoneyama Alumni Club South Vietnam



カウンセラーやロータリー会員との交流にぜひ役立ててください。

ロータリークラブは、  
地域で活躍する  
実業人、専門職業人の集まりです。

## ロータリークラブとは、



ロータリー行動計画  
私たちは、世界で、地域社会で、  
そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を  
生むために、人びとが手を取り合って行動する  
世界を目指しています。

### 奨学生として気を付けること

#### Q1

なぜ、例会に出席してからの奨学金支給なのですか？

当財団は、奨学金による支援だけでなく、世話クラブ・カウンセラー制度により、カウンセラーやロータリー会員との心のふれあいを通して、真の国際・文化交流および相互理解を深めることを目的としています。そのため、奨学生は毎月1回以上、世話クラブの例会に出席することを義務とし、例会出席後に世話クラブから奨学金を受け取るルールとしています。

※支給方法は、クラブによって異なります。

#### Q2

奨学生として何をするのですか？

単に奨学金を受け取るだけの奨学生で終わらないようにしてください。

- 例会に月1回以上出席する
- 卓話（スピーチ）をする
- 奨学生レポートを提出する
- 地区やクラブの行事・奉仕活動に積極的に参加する
- 自分からカウンセラーや世話クラブ会員に話しかけるなど、会員との交流に努める
- 機会があれば、母国語講座の講師や訪問授業等で母国文化や歴史を紹介する
- 奨学会、ロータリー地区、世話クラブ又はカウンセラーから連絡を受けたときは、速やかに応答する

奨学生に求められる「優秀性」とは、「学業成績」の高さだけでなく、「異文化理解」や「コミュニケーション能力」など、総合的な“人間性”が期待されています。求められる優秀性に対して責任

を持ち、ロータリー会員の寄付によって成り立つ奨学金であることを理解してください。米山奨学生としての誇りを持って留学生を送ってください。

#### Q3

奨学生はアルバイトをしてはいけないのですか？

アルバイトの経験や、そこでの人間関係なども社会勉強になりますので、禁止はしていません。

ただし、米山奨学金は、アルバイトに時間を取られずに研究や論文作成に専念できるように支給金額を決めています。アルバイトの内容・目的が納得できるもので、米山奨学生としての品格を失わないこと、義務が果たせる範囲である必要があります。アルバイトを理由に地区・クラブの行事を欠席すると、奨学金が打ち切りになる可能性があります。必ず、地区・クラブ行事の日程を確認し、予定を組みましょう。

#### Q4

奨学金の使い方に制限はありますか？

奨学金は勉学・研究のために使うことが求められます。当会の奨学金は、所得税法第9条第1項第15号に規定する「学資に充てるため給付される金品」（学資金）として非課税所得に該当します。母国への送金など、奨学金の趣旨・目的に合わない使い方をしないようご注意ください。

#### Q5

奨学生としてふさわしくない行為とはどんなことですか？

奨学会が求める書類（9月・2月の奨学生レポートなど）を提出しない、世話クラブの例会や地区行事に理由もなく欠席する、ロータリー活動や奉仕の心に無

関心な態度をとるなどです。  
また、停学・退学処分を受けたとき、除籍されたとき、または学業成績不良により留年したときは、米山奨学生としての資格を失い、奨学金の支給が打ち切られます。  
(P.1「確約書」、P.25「3 奨学生が守ること」参照)

## Q6

**米山奨学金と同時に他奨学金等を受けることはできますか？**

米山奨学生は他奨学金や同種の個人に与えられる補助金などを同時に受給することはできません。  
(P.1「確約書」、P.27参照)

## Q7

**奨学生になったら、次年度授業料減免が受けられなくなったのですが…**

学校の減免審査では奨学金は前年1年間の所得とみなされ、減免措置を受けられなくなる場合があります。事前に学校窓口を確認してください。また、奨学金が終了した後も減免が受けられないことを想定して、経済的に困ることがないように準備しておきましょう。

## Q8

**連絡先を変更した時は？**

- 住所
- メールアドレス
- 電話番号

これらを変更したときは、専用Webサイトから変更登録をしてください。そして、**世話クラブやカウンセラーにも変更後の連絡先を伝えてください。**

登録方法：P.9参照

※郵便受け (mailbox) に氏名が書かれていないと、郵便物が届かないことがあります。  
※引っ越しをする場合は、郵便

局または日本郵便ホームページ上で「転居届」の手続きをすると、旧住所あての郵便物が、新住所へ1年間無料で転送されます。窓口手続きには、パスポートなど本人確認できるものが必須です。

## Q9

**帰国や海外旅行に行くときの手続きは？**

- ① 出国予定を世話クラブとカウンセラーに伝える
- ② **必ず出国前までに、専用Webサイトから出国届を提出する** (P.12参照)
- ③ 出国して例会を欠席した月は、「出国中の近況報告」を専用Webサイトから登録する (P.13参照)
- ④ 日本再入国後、「再入国日」を登録する

出国日程は、例会や地区行事のある日を避けてください。

出国中、やむを得ず例会や地区行事を欠席する場合は、

- ① 早めにクラブや地区に伝えてください。
- ② カウンセラーと相談し、欠席する例会の「代わりに出席する日」を事前に決めてください。

代わりにの出席日は、帰国後の日程にしてください。**出国前に例会に出席し、事前に欠席分の奨学金を受け取ることや複数か月分を一度にまとめて受け取ることはできません。また、近況報告の提出を例会出席の代わりとみなすこともできません。奨学金は帰国後の例会に出席した後に、支給されます。**

出国可能な期間は、

- 4月から翌年3月までの1年間で通算60日まで。継続奨学生が年度をまたいで出国する場合も、連続して60日を超えないこと。
- 指導教員が「国外へ出る必要がある」と認めた場合は、通算90日まで。

※Web登録に加え、所定の申請

書に指導教員の署名を受けて提出すること。

(所定用紙「年間通算60日を超える離日申請」は、P.14または専用Webサイトからダウンロードできます。)

- 90日を超える出国は、認められず、奨学金打ち切りの対象となります。

※出国の規程と休学および留学規程を併用することはできません。

## Q10

**奨学生レポートは必ず提出するのですか？**

必ず提出してください。奨学生レポートは、9月と翌年2月の年2回提出します。各期日までに提出がない場合は、10月と3月の奨学金が支給されませんので、注意してください。

**提出方法：専用Webサイトで入力 (P.10参照)**

※書面での提出は不可

Web登録後、レポート内容が反映された「カウンセラーの所見」記入用紙が、登録したメールアドレスに届きます。その用紙をカウンセラーに渡し、所見の記入を依頼してください。(依頼方法：メール転送、または印刷した用紙を手渡し)

提出締切月以降に休学・終了・辞退する予定がある場合は、必ず締切までに提出を済ませてください。

※休学中の奨学生は提出不要です。

※参考文献や米山学友のスピーチなどの文章を引用するときは、必ず引用であることを明記し、自分の言葉と引用した内容を区別する文章マナーを守ってください。

例会・世話クラブについて

Q11

例会とは何ですか？

昼食をとりながら、前半は情報交換を行い、後半は「卓話」（講演）を聞きます。基本的に毎週12:30~13:30に行われます（朝や夜、休日の場合もあります）。  
奨学生は、世話クラブの例会に毎月1回以上出席します。

Q12

出席する例会日は、どのように決めるのですか？

カウンセラーと相談して第何週目の例会に出席するかを決めてください。通常、第1週目の出席が多いようです。  
授業等の都合により、やむを得ず欠席する場合は、早めにカウンセラーへ相談してください。欠席理由を伝え、代わりに出席する日を一緒に決めてください。

Q13

例会には、どのような服装で出席すれば良いですか？

求められるのは、清潔さです。ほとんどのロータリー会員はスーツ着用ですが、クラブによってはカジュアルな服装を勧めるところもあります。カウンセラーに相談しましょう。  
ただし、派手なアクセサリや露出の多い服装は適切ではありません。対面する相手に不快感を与えない服装を考え、選んでください。  
(P.39参照)

Q14

例会には何時までに行くと良いですか？

カウンセラーに確認してくださ

い。例会開始30分前には会場に到着し、準備などの手伝いをしたり、より多くのクラブ会員と交流しましょう。

Q15

卓話で何を話したら良いですか？

奨学生は、例会で卓話（スピーチ）をする義務があります。日程や内容についてはカウンセラーに相談してください。

P.38「例会での卓話について」を参考に準備を進めると良いでしょう。

Q16

指導教員に米山奨学金のことを理解してもらうには・・・

まずは合格通知と一緒に学校へ送付した「指導教員の皆様へ」を読んでいただきましょう。地区やクラブの行事に指導教員を招待することもありますので、その際は、ぜひ出席いただき、米山奨学金のことを理解してもらいましょう。

Q17

宗教上の理由等で食べられないものがあるときは？

例えば、「私はイスラム教徒なので、豚肉料理を食べない宗教上の習慣・タブーがあります」などとカウンセラーに伝えてください。例会での食事のアレンジなど、相談にのってもらいましょう。  
また、食事に招待された際も、事前に伝えておきましょう。理由も伝えずに、食べないことは失礼にあたる場合があります。

Q18

“参拝”について

地区や世話クラブの行事でお寺や神社を見学する場合があります。

す。その際、他の宗教の信者であるため“参拝”を断り、見学のみとすることもできます。  
宗教上の決まりや習慣に関して説明の必要がある場合は、あらかじめ、はっきりと理由を伝えておきましょう。

カウンセラーについて

Q19

カウンセラーと何を話せば良いですか？

カウンセラーはアドバイザーのような存在です。日常生活で疑問に感じること、習慣の違いで困ったこと、わからないことなど気軽に相談してください。母国や家族のことなど身近な話題から始めるのも良いでしょう。  
例会にカウンセラーと一緒に参加することで、学生生活では体験できない企業人との交流や文化体験・地域活動に参加するチャンスが広がるでしょう。

Q20

カウンセラーとどのように接したら良いですか？

カウンセラーから連絡があった際は、できるだけ早めに返答するようにしましょう。

授業・研究・試験などでどうしても例会に出られない時：

連絡もせずに例会や地区行事に欠席したり、カウンセラーや世話クラブからの電話・メールに返事をしない、という態度では伝わりません。

出席できない理由を事前に伝え、代わりに日を相談してください。

米山奨学生として、例会や地区行事と勉学を両立したいという姿勢を示すことが大切です。

**ハラスメントについて：**

文化や習慣の違いから、誤解や不信感が生まれることがあります。

わからないことや困ったことがあれば、まずは、カウンセラー・世話クラブ会員・世話クラブスタッフに質問したり、相談してください。

クラブの人に相談しにくい場合は、地区委員会にも相談できます。

**◆ハラスメント相談窓口**

「ハラスメントでは？」と感じた場合は、一人で抱え込まず、ハラスメント相談窓口にご相談ください。

地区やクラブの人に相談しにくい場合やどう伝えたらよいかわからないといった場合にも、ぜひ、ハラスメント相談窓口にご連絡ください。

相談窓口のご案内および連絡先の詳細はP.40~41をご参照ください。

**浴衣（ゆかた）／民族衣装を着てほしいと言われたとき：**

日本文化の紹介や体験の目的で依頼されることがあります。しかし、もし負担に感じる場合は、遠慮せずにその気持ちを伝えてください。話をすることで、依頼した目的や互いの気持ちを理解することができ、誤解を防ぐ

ことができます。

**もしもアルバイト先の雇用契約書、通帳などを見せてほしいと言われたとき：**

カウンセラーは、奨学生を預かっているという責任感から、奨学生の生活状況を心配します。しかし、どのような理由であっても、これらの書類を見せるよう求めることは、プライバシーの侵害にあたります。見せる必要はありません。

※カウンセラーは、4月に継続奨学生資格確認のため、在学証明書および在留カードの確認を行います。前途の問題とは区別してください。

**Q21****就職・進路についてカウンセラーに相談しても良いですか？**

ロータリー会員の豊富な人生経験や、経営哲学・専門性にもとづくアドバイスは、とても貴重です。進路や就職について相談しても問題ありません。

ただし、就職先を紹介してもらうことを期待したり、お願いすることは控えましょう。

**Q22****カウンセラーに進学や就職先の保証人になってもらえますか？**

保証人になることは、大きな責任を伴います。依頼する側にも責任ある姿勢が求められます。安易な気持ちでお願いすることはやめましょう。誤解を招いたり、信頼を失う原因となり、相手に大きな負担をかける恐れがあります。

カウンセラーに依頼する前に、まずは学校のキャリアセンターや就職課を活用してください。

**日本での生活  
自分を守るために****Q23****保険に加入した方が良いですか？**

奨学会が奨学生のために加入している保険については、本ページ下部のコラム「傷害保険の加入について」を参照してください。また、3か月を超えて日本に滞在する外国人は国民健康保険に加入する義務があります。(Q26参照)

**大きな災害が起きたら...**

大きな災害が起きたとき、まずカウンセラーや地区に、あなたが無事であることを知らせてください。

日ごろから、住んでいる地域や学校の緊急避難場所、駐日外国公館の場所・連絡先などを確認し、食料や防災用品を準備しておきましょう。災害が起きたら、落ち着いて、ラジオ、テレビ、SNSなどで最新情報を確認しましょう。

米山奨学会の緊急連絡事項は、奨学会ホームページのトップ画面「News & Topics - 重要なお知らせ」に掲示されます。

**傷害保険の加入について**

奨学会では傷害保険に加入しています。世話クラブの例会出席や、地区行事（オリエンテーション、終了式）に際し、交通事故、ケガ、食中毒、熱中症などになった場合、この保険が適用されます。

万が一、事故や体調不良などがあった場合は、速やかにカウンセラーに相談のうえ、米山奨学会へ報告してもらうようにしてください。

例会は準備や後片付け等を含む3時間となります。また、例会出席のための往復途上（行きと帰り）も補償されます。



そのほかの保険に任意加入する場合は、保険の種類や手続きについて、学校の窓口で確認してください。家族が来日する時は、海外旅行損害保険に加入することが重要です。保険は、自分の身を守るだけでなく、損害賠償などのリスクを軽減するために、必要なものだと理解してください。

## Q24

### 車やバイクを運転する際、何か注意すべきことはありますか？

クラブ例会や地区行事への交通手段に車やバイクを使用する場合は、事前に世話クラブへ伝えておきましょう。また、自賠責保険に加え、任意保険に加入することを推奨します。「自分は事故に巻き込まれない」と過信せず、何かあったときのことを考えて対策しましょう。

## Q25

### 家を借りる時は、どうすればいいの？

連帯保証人を探すことの難しさや、保証人にかかる精神的・経済的負担を軽減するために、「留学生住宅総合補償」という制度を利用できる場合があります。これは、「協力校」に指定されている学校に在籍する留学生のみが利用できます。

自分の学校が協力校かどうかや、加入手続きの方法は、学校の窓口で確認してください。

●留学生住宅総合補償の概要  
<https://www.jees.or.jp/crifs/>

また、学校によっては、保証人不要の住居を紹介してくれることもあります。

世話クラブやカウンセラーに連帯保証人をお願いする前に、まずは学校の窓口で相談しましょう。

## Q26

### 高額医療費について

2012年7月から在留期間3か月以上の外国人は、国民健康保険の加入が義務づけられています。そのため、米山奨学会による医療費補助はありません。

国民健康保険に加入すると、医療費の3割を自己負担します。入院などで医療費の支払いが高額となった場合は、自己負担上限額を超えた分が「高額療養費制度」によって支給（＝払い戻し）されます。

また、長期の入院等で支払いが困難な場合に、自己負担金の一時立替えが受けられる「高額療養費貸付制度」を利用できます。手続き等については、学校の担当窓口で確認してください。国民健康保険証の発行・保険料の手続きは、お住まいの市区町村の役所で行ってください。

●全国健康保険協会「高額な医療費を支払ったとき」  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3030/r150/>

## 体調不良を感じたら…

### ◆感染症にかかった場合

- ①症状があるときは学校を休み、学校およびカウンセラーへ必ず連絡してください。
- ②医療機関に相談する。
  - ・かかりつけ医がいる場合：まずは、電話で相談し、指示に従って受診する。
  - ・かかりつけ医がない、または夜間・休日の場合：お住まいの自治体の相談窓口や保健所に連絡し、指示を受ける。
- ③学校や世話クラブでの対応を確認する。
  - 学校：試験・授業・行事の欠席対応や「治癒証明書」「登校許可証」などの提出が必要かどうか確認する。
  - 世話クラブ：例会を欠席する場合は、「代わりに出席する日」を相談する。

### ◆感染症に関する情報

- 厚生労働省 感染症・予防接種相談窓口  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/inful\\_consult.html](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/inful_consult.html)
- 外務省 海外安全ホームページ  
<https://www.anzen.mofa.go.jp>
- 厚生労働省 検疫所 (FORTH)  
<https://www.forth.go.jp/index.html>
- 世界保健機関 (WHO)  
<https://www.who.int/>

※感染症が発生している地域への渡航は、最新情報を確認し、慎重に判断しましょう。

## Q27

## 在留期間の更新について

在留期間の更新手続きについては学校の窓口で確認してください。手続きには、申請者の銀行口座の貯金記録等の提出が必要となり、単位取得状況、授業出席率、アルバイトの時間・内容が適切かどうかなどが審査されます。米山奨学生として誇りをもって留学生活を送ってください。

手続きのために「奨学金受給証明書」が必要な時は、専用Webサイトから申請してください。(P.11参照)

## Q28

## 日本でトラブルに巻き込まれないために

留学生は日本で生活するうえで日本の法律を守ることはもちろん、「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）」を守らなければなりません。入管法に違反した場合、在留資格の取り消し

や強制退去となる可能性があります。トラブルに巻き込まれないよう、以下の点を必ず確認し、適切に行動してください。

①中長期在留者は、身分証明書として在留カードの携帯義務があります。在留期間の更新など手続きに関しては、役所にご確認ください。

●出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

②入管法で禁止されているアルバイトをしない

留学生は、資格外活動許可を取得すれば、週28時間以内（長期休業中は1日8時間以内）のアルバイトが認められます。ただし、風俗営業にあたる店・会社（バー、スナック、ナイトクラブ、キャバクラ、パチンコ店、ゲームセンター等）でのアルバイトは、接客・清掃・チャリ配りなど、仕事内容にかかわらず禁止されています。詳しくは、学校が案内している注意事項を確認してください。

③「知らなかった」ではすまされません！

次の行為は、いずれも法律違反で処罰の対象になったり、犯罪につながる可能性があります。犯罪に巻き込まれないために絶対に行わないでください。

- ・ 放置自転車を拾って使う
- ・ 安易なチャリ・ティッシュ配り
- ・ パスポートや在留カードなどの身分証明書を他人に貸す
- ・ チケットの転売
- ・ 動画、音源の違法アップロードやダウンロード

●JAPAN STUDY SUPPORT

「外国人のための危機管理講座」  
<https://www.jpss.jp/ja/life/crisis/>

## 奨学期間終了について

## Q29

## 奨学金が途中で終了するのはどんなとき？

●就職や早期卒業したとき  
就職が決定し、正式に就労を開

## クラブ支援奨学金 ～奨学期間の延長制度～

**対象：** 奨学期間終了予定奨学生のうち、4月または10月に進級・進学する者、または、所定年限を超えて博士課程最終学年に在籍する者（留年は対象外）。

※地区奨励、海外学友会推薦奨学生は対象外

※進学先合否が不明な場合、博士号取得の可能性が判断できない場合でも申請可能

※秋入学であるが4月に学年が進行する、または、休学により、在籍課程の途中で奨学期間が終了する場合は、進級・進学していなくても申請可能

**応募方法：**

希望する場合は、早めにカウンセラーに相談してください。申し込みの主体は世話クラブになります。世話クラブは以下要件を確認し、推薦を決定します。

①延長して世話をするに値する奨学生かどうか

②延長期間の奨学金の半額をクラブとして負担する

世話クラブからの推薦が決定したら、申込書類を世話クラブに提出してください。その後、世話クラブから奨学会に申込書類を提出します。合否は地区選考を経て、最終的に奨学会理事会にて決定します。

※地区新規奨学生採用枠数に影響するため、延長制度を受け付けていない地区もあります。

**締切（※奨学会原本必着）：**10月採用：8月15日、次年度4月採用：10月15日

◆募集要項・申込書類は、奨学会ホームページを確認してください。

始するときや、学校を早期卒業するときには、奨学金が終了となります。辞退届を提出してください。

●学位を取得したとき

当初予定の奨学期間終了月よりも早く学位を取得した場合、取得月をもって奨学期間終了となります。辞退届を提出してください。

(P.17、27、43参照)

●奨学金が打ち切りとなったとき

確約書に定めている奨学生の義務を果たさなかった場合、奨学金が打ち切りになることがあります。

(P.1、2「確約書」参照)

●在留資格等を変更したとき

以下の場合、奨学生の資格外となるため、奨学金を続けることはできません。辞退届を提出してください。

- ・結婚などにより、在留資格が「留学」(地区奨励奨学生は「留学」「研修」「文化活動」)ではなくなった場合
- ・「難民」や「避難民」の認定が取り消された場合
- ・就職を目的に、在留資格を変更し、かつ奨学期間中に給与が発生する場合

※給与が発生しない場合は、辞退の必要はありません。

## Q30

### 米山記念奨学金の再応募や延長はできますか？

再応募はできません。

これは、多くの留学生に米山記念奨学金を受けるチャンスを与えたいとの願いからです。

ただし、奨学期間が終了する現役奨学生を対象とした期間延長制度(クラブ支援奨学金)があります。申し込みの主体は世話クラブであり、ロータリーへの理解や協力度が高く、地区を代表するにふさわしい奨学生かどうかを判断し、推薦されます。

詳細は、P.36コラム「クラブ支援奨学金」を参照してください。

## Q31

### 奨学期間終了後も、カウンセラーとの交流を続けるのですか？

つながりを大事にすることは、ロータリー会員からの支援に対する感謝を伝える1番の方法です。

年賀状やバースデーカード、メールやSNSなどで、ご家庭やお仕事の近況を知らせてください。世話クラブを訪問することも、カウンセラーや会員にとっても喜ばれます。

(P.42参照)

## Q32

### 同窓会はありますか？

元奨学生(学友)の同窓会組織(米山学友会)は、国内に33、海外に10あります。

詳細はP.28~29を参照し、ぜひ学友会に参加してください。学友の中には、ロータリー会員になったり、後輩の奨学生のために、また恩返し気持ちとして、奨学会へ寄付を続けてくださっている方々がたくさんいます。奨学期間終了後も、米山学友としてロータリー会員との絆を大切に、クラブ、地区と交流を続けてください。

## Q33

### 奨学期間終了後に博士号を取得したときも、記念品がありますか？

元米山奨学生が博士号を取得した場合も記念品(腕時計)が贈られます。

記念品は、世話クラブに発送します。奨学期間終了後、何年後でも受け付けていますので、「学位記」の写しまたは「学位取得証明書」のコピーと奨学会ホームページにある「博士号取得報

告書」を世話クラブ経由で奨学会へ提出してください。

提出先は

FAX : 03-3578-8281

メール :

alumni@rotary-yoneyama.or.jp

(P.27、43参照)

## 参考情報

●奨学金・留学生支援・学生生活関連

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)

<https://www.jasso.go.jp/>

国際学生証(ISIC)

国際的に高い知名度を持ち、世界の様々な国でサービスや割引が受けられます

<https://isicjapan.jp/>

CO・OP学生総合共済

学生生活無料健康相談テレホン

<https://kyosai.univcoop.or.jp/support/telephone.html>

●企業社員寮の留学生受入情報

公益財団法人 留学生支援企業協力推進協会

<https://ryugakuseishien.com>

TEL : 03-3275-0939

●日本学生支援機構が運営する宿舎

東京/兵庫国際交流会館

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/>

●就職・求人情報

国際留学生協会(IFSA)

<http://ifsa.jp>

TEL : 042-349-6392

# 例会での卓話について

◆奨学生は、例会で卓話（スピーチ）をする義務があります◆

## 卓話の目的

卓話を聞いてもらう相手は、あなたの奨学金のために寄付をしているロータリー会員です。卓話の目的は、ロータリー会員にあなたを知ってもらうこと、そして「米山奨学生を支援して良かった」と思ってもらうことです。

## 事業の目的

留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との架け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。

## 卓話のポイント

### どんなことを話せばいいの？

- **あなた自身について**  
出身国、家族、趣味など
- **なぜ日本を留学先に選んだのか**  
来日のきっかけ、日本で感じたこと  
(日本の好きなおところ、驚いたこと、母国との違いなど)  
→ 政治や宗教に関する話題は避けましょう。
- **現在の研究・学業について**  
学んでいることや研究内容、社会でどのように役立つのか  
→ 専門用語は使わず、誰にでもわかる言葉で説明しましょう。
- **将来の目標や夢**  
卒業後にやりたいこと  
研究を活かし、母国、日本、世界にどのように貢献したいか  
→ できるだけ具体的に話すと伝わりやすくなります。
- **ロータリーとの関わり**  
米山奨学金を受けたことで生まれた変化  
ロータリー会員やカウンセラーとの出会いから学んだこと  
印象に残っている出来事や感謝の気持ち  
→ 具体的なエピソードやお世話になった方との出来事を交えて話すと、より心に残ります。

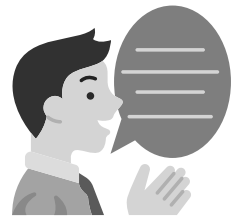
### 不安な場合は事前に カウンセラーに見てもらいましょう

- 日本語の誤りや発音、言葉の使い方（敬語など）を、事前にカウンセラーに見てもらおうと安心です。
- 写真や図などを用いたパワーポイントを使うと、より伝わりやすくなります。



### 話し方のポイントは？

- 笑顔で元気よく、ゆっくりと落ち着いて話しましょう
- 話は順序立てて、わかりやすく伝えましょう
- 具体的なエピソードを交え、自分が体験したこと（感動したことなど）を話しましょう
- 感謝の気持ちを言葉でしっかり表現しましょう



### 発表前にチェックしてみましょ

わかりやすい内容・構成になっていますか？  
A～Eで自己評価してみましょう

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| ① 自分自身について（母国、家族、趣味など）を紹介できている             | <input type="checkbox"/> |
| ② 日本に来たきっかけや、来日後に感じたことをわかりやすく話している         | <input type="checkbox"/> |
| ③ 研究・学業内容や研究が将来どのように社会に役立つかを、わかりやすく説明できている | <input type="checkbox"/> |
| ④ 将来の目標や夢を、具体的に伝えている                       | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 日本文化やロータリー会員との交流で、楽しかった・うれしかったことを伝えている   | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 米山奨学金やロータリー会員との出会いで生まれた変化や、感謝の気持ちを伝えている  | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 一番伝えたいメッセージがはっきりしており、聞き手が共感しやすい内容になっている  | <input type="checkbox"/> |

# あなただったらどうしますか？

## 例会での服装

奨学生のCさんは、はじめて例会に出席する際、入学式に着たスーツで出席しました。カウンセラーに「例会にはどのような服装で行けばよいですか？」と訊ねると、「学生らしい服装でいいですよ。」と言われました。ロータリー会員は、皆スーツを着ていましたが、Cさんはその言葉を受け、2回目以降の例会には、普段、学校に行くときの服装(ダメージジーンズ、タンクトップ(ノースリーブ)、野球帽)で出席することにしました。

## カウンセラーの声

学生らしい服装とは言ったが、例会にダメージジーンズや袖のない服で参加するとは思わなかった。例会は遊びの場ではなく、社会人が集まる正式な場である。スーツである必要はないが、清潔感があり、場にふさわしい服装で来てほしい。社会人としてのマナーも、少しずつ身につけていってもらえたらと思う。

## 解説

例会は遊びに行くわけではありません。社会人の集まる正式な場ですから、身だしなみに気をつけましょう。大切な奨学金で必要以上の洋服を買う必要はありませんが、できるだけ襟の付いた服やジャケットなど、場にふさわしい服装が望まれます。女性の場合は、肌の露出が多い服装は控えたほうがよいでしょう。

また、必要以上に派手な服装にも注意が必要です。奨学金が洋服に多く使われているのではないか、という誤解を招くことがあります。米山奨学金は、約83,000人の日本のロータリー会員の寄付によって支えられています。寄付者が「奨学金が有効に使われている」と感じられるよう、配慮することが大切です。

服装に迷った場合は、カウンセラーに「どのような服装で参加すればよいか」を具体的に確認してください。

また、例会以外に地区行事へ参加することもあります。行事の内容によっては、スーツの着用を勧められる場合があります。

## 先輩米山奨学生からのアドバイス

1. 身だしなみは大切ですが、必要以上の装いや言動は奨学生として控えるべきだと思います。自分が寄付者の立場となって考えてみるとその理由がよく分かります。それは、奨学生は学生であると同時に、多くの方から支援を受けている立場だからです。
2. 僕の場合は、シャツやポロシャツにズボンといった服装で例会に出席しました。特別な会合に出席する際はカウンセラーから事前に連絡があったので、ジャケットを持参するなど、普段よりもあらたまった服装を心がけました。"相手に不快感を与えない身だしなみ"が大切だと思います。



奨学生のあなたが  
"寄付者"だったら、  
どんな学生に奨学生に  
なってほしいですか？



イラスト：相模原中RC会員 市村 章氏(漫画家)

奨学生

のための

# ハラスメント相談窓口 のご案内

ロータリー米山記念奨学会は、奨学生の基本的人権を守り尊重し、ハラスメントのない奨学事業を目指しています。万一、奨学生がセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどのハラスメントを受けた、または感じた場合は、「ハラスメント相談窓口」に相談することができます。相談に関わる秘密は厳守され、相談者のプライバシーは守られます。

## ハラスメントかどうかは・・・

ハラスメントに該当するかどうかは、行為を受けた側が不快に感じたかどうかが重要な判断要素になります。習慣や文化の違い、また、世代間のギャップなどによる誤解や認識のずれが、ハラスメントにつながることもあります。

## ◆誤解を防ぎ、信頼を築くためにできること

ハラスメントを防止するためには、一人ひとりが、互いの人格、文化や習慣の違いを尊重し、相手の感じ方に配慮して、対話を通じて相互理解を深めていくことが重要です。カウンセラーやロータリー会員が善意で行っていることでも、言葉や態度の受け取り方には個人差があります。誤解やすれ違いを防ぐためにも、互いに確認し合い、丁寧なコミュニケーションを心がけることが重要です。曖昧な態度は相手に誤解を与える原因になります。

地区やクラブの人に相談しにくい場合や、どう伝えたらよいか分からない場合も、「ハラスメント相談窓口」にご相談ください。

## ◆ハラスメントを受けていると感じたら、 一人で抱え込まずに、ハラスメント相談窓口にご相談ください。

- 無理のない範囲で、自分の感じたことを伝えてみる
- 自分を責めない
- 詳細な記録をつける（日時・場所・状況など）
- すぐに身近な信頼できる人に相談する

不安や悩みを一人で抱え込まずにご相談ください。自分だけで対応するのが難しいと感じたときも、どうぞ遠慮なく、ご連絡ください。あなたの気持ちに寄り添い、丁寧にお話を伺います。

## 安心して相談いただくために・・・

相談を受けた場合は、相談者のプライバシー保護を最優先に、相談内容の秘密保持を徹底し、解決に向けて関係者のみで対応します。また、相談により不利益な扱いを受けないよう十分配慮します。

つらい経験をお話しいただくことは、ご負担に感じられるかもしれませんが、事実や被害の状況などを伝えていただくことは、問題解決に向けた大切な一歩です。

話すこと、また真剣に聞いてもらうことにより、気持ちが整理され、解決の糸口が見えてくることもあります。

どうか一人で抱え込まず、ぜひ勇気を出して相談してください。

ご相談の際には、次のことを大切にしてください：

- 恥ずかしがらずに、事実や感じたことを正直に伝えてください。
- 「自分の考えすぎかもしれない」、「勘違いかもしれない」と思ったとしても、少しでもハラスメントを受けていると感じたら、ためらわずに連絡してください。
- 相談者のプライバシーを保護し、問題解決に向けて協力します。

## ハラスメント防止・対策のために・・・

- 奨学生およびカウンセラーにご出席いただき、各地区主催のオリエンテーションやカウンセラー研修会において、ハラスメントに対する理解の促進と防止を目的とした説明を行います。
- 「カウンセラーハンドブック」等にハラスメント防止措置に関する説明を掲載し、周知を行います。あわせて、ハラスメントに対する理解を深め、ハラスメントのない奨学事業の実現に向けた啓発活動に取り組みます。

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ハラスメント相談窓口



☎ 03-6450-1202    ✉ [sos@rotary-yoneyama.or.jp](mailto:sos@rotary-yoneyama.or.jp)

メールまたはお電話にてご相談ください



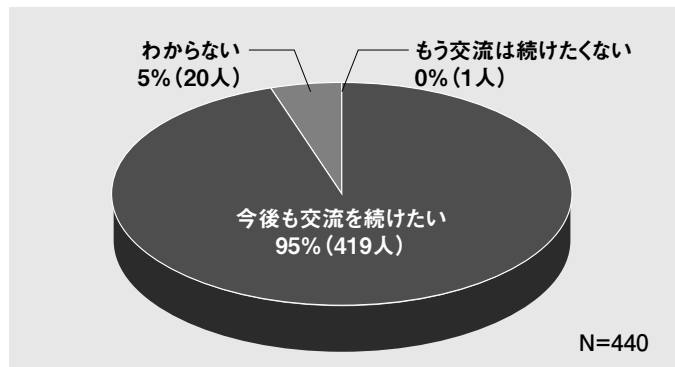
# 巣立った後もロータリー会員と交流をしましょう

ロータリークラブや地区の行事に積極的に参加し、学生生活では体験できない人物交流、文化交流、地域活動へ行動の場を広げましょう。ロータリー会員の豊富な人生経験、経営哲学、専門知識などの教えることは貴重な体験となります。奨学生時代はもちろのこと、奨学期間が終了しても、ロータリー会員との絆を大切にその交流を続けてください。その後の生活や活躍、社会人としてどんな人生を歩んでいるかなどをカウンセラーやクラブなどへ連絡しましょう。これこそが、ロータリー会員からの支援に対する感謝であり、お返しです。交流を続けていくことはあなたの「役割」です。

## 交流は“人生の宝物”となるでしょう！

終了する奨学生にアンケートを取ったところ、「今後もカウンセラーと交流を続けますか？」との質問に、95%の奨学生が「今後も交流を続けたい」と回答し、5%が「わからない」と回答しました。

ロータリーとの出会いを「人生の宝物」と言う終了奨学生がいます。また、「今後も交流を続けながら恩返しをしたい」と言う学友(元奨学生)が沢山います。みなさんもロータリアンとの出会いを大切に、奨学期間終了後も素晴らしい交流をもってください。



2024年3月～4月実施 終了奨学生アンケート  
回答率76%

## 交流を続けるために……

### 最新の連絡先登録を！

みなさんが学友になってからも、米山奨学会から皆さんに定期的な連絡をします。ほとんどは、Eメールでお送りしますが、日本国内在住の方には、年賀状もお送りします。住所やメールアドレス等を変更した時は、必ず米山奨学会ホームページの「奨学生・学友の窓口」から登録情報を更新してください(P.9参照)。



### Facebookに「いいね!」

奨学会の公式Facebookページでは、学友会の活動や、奨学生・学友の活躍など最新ニュースを配信しています。気に入ったニュースがあれば、気軽に「いいね!」やコメントをしてください。また、世話クラブがFacebookページを持っていたら、そちらにもリアクションをして交流を続けてください。



### 終了後も世話クラブ・カウンセラーと交流を!

皆さんが近況を知らせてくださると、世話クラブやロータリー会員にとっても喜ばれます。電話やメールだけでなくSNSを含め、さまざまな方法がありますので、奨学期間が終わってからも、お世話になったロータリー会員と未永く交流をしてください。

#### ◆交流継続/再会のきっかけづくりとは…

- ◇年賀状やクリスマスカードで近況連絡
- ◇進学、就職、結婚など生活の変化を報告
- ◇地区・世話クラブ行事や学友会の行事に参加



## ◆奨学期間が終わったら米山学友会に参加しましょう

米山学友会は、学友(元奨学生)を中心とする同窓会組織です。日本に33(34ロータリー地区)、海外は10(台湾・韓国・中国・タイ・ネパール・モンゴル・スリランカ・マレーシア・ミャンマー・ベトナム(ホーチミン) ※設立順)の国と地域に学友会があります。近年、世界各地から米山学友が集まるイベントも開催されています。2017年には熊本で、2019年にはモンゴルのウランバートルで開催され、次いで2023年には関東10地区の学友会が合同主催となり茨城県つくば市で開催され、日本各地の学友、ロータリー会員はもとより、海外からも大勢の学友が参加し、国・地域を超えたロータリーファミリーと再会を喜びあいました。次回は、2026年に台湾での開催が決定しています。皆さんも奨学期間が終了したら米山学友会に参加して、世界の仲間と交流してください。

### 学友会に参加するには？

- ◇奨学期間終了後も、転居・就職・転職した時は必ず米山奨学会のホームページから登録情報を更新してください(P.9参照)。
- ◇登録住所の地区に所在する学友会から案内が届きます。
- ◇転居先の学友会について知りたい場合は、米山奨学会事務局へお問い合わせください。



2023年8月に関東10地区の米山学友会主催の「再会 in 関東」には、日本をはじめ世界各地から米山学友・奨学生、ロータリー会員など総勢1,209人の登録

## ◆博士号を取得した奨学生・学友に記念の腕時計をお贈りします

これまでに累計で4,215人(2025年7月現在)の米山奨学生・学友が博士号を取得しています。米山記念奨学会では、博士号を取得した奨学生・学友の皆さんに、お祝いの腕時計をお贈りしています。奨学期間終了後の取得でも、終了してから何年経っていても申請できます。文字盤の裏にお名前が刻印され、世界にただ一つの腕時計として、何十年も愛用してくれている学友もいます。博士号を取得したら、世話クラブを通して米山奨学会に報告してください。

- お届け先は、原則として世話クラブです。
- 完成まで約2週間かかります。



### 申請方法

「学位記」の写しまたは「学位取得証明書」と米山奨学会ホームページのダウンロードにある「博士号取得報告書」を世話クラブ経由で米山奨学会へお送りください。

FAX : 03-3578-8281 / Eメール : alumni@rotary-yoneyama.or.jp

メールQRはコチラ▼



